

平成30年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第22号）						
招集年月日	平成31年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年3月6日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	平成31年3月6日 午後3時51分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○				
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	×
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第22号）

日程第 1 一般質問（5人）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問（5人）

午前10時 開 議

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。おはようございます。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、9番、永井英治議員の一般質問です。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） おはようございます。9番、永井英治でございます。私の愛甲町長への一般質問は、数えてみましたら確か39回目か40回目になるかと思っております。今回が最後の一般質問のやりとりになるかと思っておりますと、大変寂しい思いもしておりますが、それはそれとしまして、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず最初の質問でございます。町のスポーツ大会の質問でございます。今回通告しておりますのは、昨年の町内一周駅伝大会についてでございます。そのほかにも、町には1年を通して、さまざまなスポーツ大会、スポーツの行事が行われております。スポーツは優勝や勝ち負けの成績を目標に頑張ることはもちろんのことではございますが、そういう勝ち負けよりも、スポーツ行事に参加することが、地域にもたらすコミュニケーションや健康づくりに大変貢献していると私は考えております。そこで、まずはそのスポーツ大会、スポーツ行事に対する基本的な考え方を町長と教育長に伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。スポーツに対する考え方と言いますけども、本当に私自身を動かすのは大好きですね、寝不足とかいろんなときにはまず体を動かすことによってですね、眠くなりますので、そういうことも心がけているわけですけど、町のさまざまな今言われましたスポーツ関係の行事があります。駅伝大会もそうです。球磨川マラソンもあります。それから各地区で交流を含めたですね、軽スポーツ大会もある。それから、春先にはスポーツフェスティバルもあるということですね。運動会もあります。こういったものはですね、非常に地域のコミュニケーションで、本当に一つは大事な役割を持っていると思っております。それから、当然、体をやっぱり動かすことによってですね、健康増進につながるということが言えます。特に地域のコミュニケーションということであればですね、やはり秋の運動会とか時にはですね、本当にめったに会えない、子供からですね結構年配者まで、公民館とかそういうところ集ってですね、反省会を行うことによって非常に日ごろ会えない人たちとの交流もできてますので、こういった活動はですね、非常に効果のある取り組みの一つと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから述べさせていただきます。まず、スポーツの興味関心等につきましては、大変こう多様化しているというふうに思っております。すべてではございませんが、個人的な結果がチームの成績に反映するというような種目については、これは私個人の意見でございますが、やや敬遠するような傾向にあるのではないかとこのように思っております。近年たすきリレーあるいはマラソン等の参加のブームというふうなものが見られますけれども、その背景には、勝敗を気にせず、個々の能力に応じて気軽に参加でき、健康増進を初め、お互いの仲間意識等を向上させる機会となっているからではないかとこのように考えております。個々の能力に応じて運動等を実践する習慣の定着を図ることを考えた場合、今後は個々の参加者が気軽に運動に親しみやすく、そして地域の連携を豊かにするスポーツイベント方法を検討することが大切ではないかとこのように考えております。またあわせまして、競技力向上ということも大切です。したがって、スポーツイベントについても今後工夫が必要ではないかとこのように考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、町長も教育長も、町長の話でも、地域にもたすきコミュニケーションの話が出ましたし、今教育長は専門的についていますか、勝敗を気にせずに気軽についていうのもスポーツでありますけれども、競技力向上もやっぱりスポーツであると、そういうことですね、私も同感でございます。その中で、昨年の11月にですね、町内一周駅伝大会が行われております。免田の総合グラウンドを発着点としまして、旧5カ町村のですね、それぞれの地区をたすきをつないでいくという、応援の方たちも大変多く、私個人的にも大変楽しみにしておりますスポーツ行事の一つでございますが、一つだけ残念なことがございました。それはせつかくですね、あぁいった大会がありましたが、参加されたチームが少なかったということでございます。今町には52行政区がございますが、参加チームが32チーム、そのうち3地区が2チーム参加ということではございましたので、参加された行政区は29行政区あとの23行政区は参加されなかったと言うよりも、それぞれのですねあの地区の事情で参加することができなかったということではございましょう。そこらあたりの、参加できなかった地区の事情はどうだったのか。どのような事情で参加できなかったのか、そのあたりは把握はされておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、確かに本年度の町内一周駅伝大会、議員がおっしゃるとおり、32チームの参加でございました。合併当初ですねちょっと調べてみましたら、第1回目の参加チーム数は46チームということでの参加をいただいております。行政区につきましては44行政区の参加でございます。参加されなかった行政区の状況ということでございますが、駅伝大会につきましては、それぞれコース、それから選手区分、学生であったり女性であったり、年齢区分によりましてのコース区分を行っております。ですので、行政区によっては、なかなかそこで、まず児童生徒が少ない行政区、あるいは女性の区間で協力を得られるかという部分での状況等もあるようでございます。特にですね声が多かったのが、やはり中学生高校生が、部活等でですねこちらの方の大会の参加よりもそちらのほうを優先するというので、チームが編成できなかったという声が1番多かったのではということでは聞いていますところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、区間の配置が難しい、そしてまた中学高校の部活が重なりあっておりますね、なかなか選手の配置ができなかったというのが第1の問題というか課題であったということではございますが、今その区間についてにつきましては、工夫はしておられますよね。フリー区間が大変多くなっております。そういったところですね、私が一言で言うならば、これはそういう中学生高校生の部活があつて

地区として代表としてできうると言いますか出て欲しい人が、そういう中学生高校生がなかなか部活が重なってスケジュールが合わなかった。しかしながら、もしですね、やはりその根本は小さい地区っていうところが1番初めにあると思います。人口が少ない、戸数が少ない。そういったところですね。そういったところを考えますとですね。私はおのずと行政区をこうちょっと大きくしたらいいのいいのかなとすごく思いまして、そこで出るのは行政区の再編ということに話が行くんですけども、スポーツ行事のためにですね、再編をするというのは、それはもう無理な話であります。しかしながらですね、合併当時は、新町になっても新しい町になってもですね、住民にとって身近でかつ不均衡が生じないような行政区の再編を検討することになっておりました。そこで現在のそういったところの状況、それから動きといいますか、そこらあたりはどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、行政区の再編につきましては、合併以来継続して推進しているものでございます。議員おっしゃったとおり、均衡ある行政区の再編に向けて、これは平成17年の6月の区長会から、もうそういう推進しているということは示しているものでございます。それぞれ再編におけるメリット、デメリットを出しながら、区長会の中でいろいろと意見を交わしたところでございます。継続して推進している中で、今までで再編がされたものは、御承知のとおり西別府区が再編されたものでございます。平成27年4月に統合し、新しい区として設立されたものでございます。ただ、ここの統合に至っても、平成24年から両区の中でいろんな議論がなされたものでございます。ですから、3年間しっかりと議論の中で、新しい区を設立されたというものでございます。スポーツ行事のために再編する、それだけに再編するものではございません。均衡ある行政サービスに向けて、町といたしまして推進しているものでございます。ただ、この、再編する上ではそういういろんな活動行事に参加しづらくなってきた、参加できなくなってきたというものも議論の中で交わしたところでございます。その後、引き続き推進はしておりますが、なかなか活動ができなくなっただけでは進まない部分もございます。行革プランの中でも、この推進については掲げているものでございますが、しっかりと区の皆さんがたと意見を交わしながら、その行政区のあり方について、継続して協議していく、推進していくということで現在はお進めているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、そのとおりであろうと思います。先ほども言いましたが、スポーツ行事にですね参加するためだけの再編ではないと、それはもうわかっておりますけれども、ましてですね、どんなにこれ行政主導でやろうとしても、なかなか難しいのはわかっております。というのが私もですね、わかっておるつもりでございます。私はそういう再編には該当しないような地区では一応ございますけれども、行政区の再編にですね、該当するような地区の住民の方々とたまたまそういう話題になったときに、なかなか住民の方々の感情もございましてですね。私たちが、それこそ免田の免田地区のものが考えるように、簡単ではないということも、今までの合併してからこの方物語っているとかですね、この経過した年数が物語っていると思いますけれども、再度ちょっとお伺いしますけれども、それこそ進めていくという言葉はございます。しかしその進めていくが、今までも何回も聞いた覚えもあります。このままでいいというのは言い方はされませんでしたけれども、それこそ再度お尋ねしますけれども、これからのですね、これからの進め方この進め方の町としての考えをお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、町といたしましては、やはり共同体であります基礎自治体の中でその根幹を占める各行政区でございます。1番最も基礎となる共同体の機能低下というものは懸念しているものでございます。その懸念事項を改善解決するために、引き続きそこに住んでいらっしゃる方、かかわっていら

っしやる方との意見を十分に交換しながら、聞き取りを重ねながら進めていくということにしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、大変ですね、住民の皆様方の感情もございまして、本当にあの難しいことだろうと思いますけれども、そういったところでですね、進めていくべきところは進めていくというところで頑張してほしいと思っております。それでまたあの駅伝大会のことにもなりますけれども、まずですね参加チームをですね、結局そういったことが行政再編、行政区がちょっとあの小さいところ、そしてそういったところが理由になって中学生高校生におんぶにだっこのようなところがございまして、そこに部活が入ったら、なかなかその方たちが選手としてできないということならばですね、参加チームをせっかくですから、やはりふやす方向で考えていってほしいと思いますけれども、2地区合同とかそれでもできないならば3地区合同、言えば参加できない地区にも、何名かの方は走りたいとかですね参加したいという人はおられると思います。そういったことで、2、3地区の合同チーム、それからこれからもですねまだ区間の再編とかですよ、そういったことも考えるられるのではないかと考えておりますけれども、そのあたりはいかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、現在もですね、必要におきましては合同での出場は要綱のほうでオーケーというふうにしております。ただ、今議員おっしゃったとおりですね、参加チームの減少という部分でいわゆる区間の構成でありますとか、年齢の構成でありますとか、そういう部分での検討は進めていくべきだというふうに考えております。過去にもですね、2回ほど要綱の改正は行っております。今後もですね、体育委員さん等の意見も聞きながら、なるべくこう参加チームがふえるような要綱の改正を検討していきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） もう一つですね、気になることがございまして、私が先ほどから申し上げておりますあの小さい地区ではない、案外大きな地区もですね、参加してなかったところもあると考えております。そういったところの方の話も聞いたところですね、参加する意思があればできたんですよと、しかしながら、区の事情で集めれば出たのに集めなかった、主になる人たちがちょっとですねというようなですね、そういったこともですね、実際あっているようでございます。そういったことで、これは強制ではありませんので、そんな絶対出てきてくださいよというようなことはですねできませんけれども、そういった何と申しますか、やわらかい指導といいますか、お願いしますねというようなお願いをですね、されるということも、今までもされているんだろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますがそのあたりはいかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、それぞれ体育委員さんの御意見もさまざまあるところでございます。ただそういったところはですね、きちんとやはりどの辺までは許容範囲ということで参加していただくかという部分は、協議をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） スポーツ大会の開催はですね、けがや事故が本当にあの心配ではございますが、けがや事故がなければ、終わった後のそれぞれの地区での懇親会などはですね、日ごろなかなか顔を合わせられない人たちもおられまして、貴重な地域のコミュニケーションの機会となっております。今回私は町内一周駅伝のことしか通告をしておりませんでしたので、ほかのスポーツ行事の質問はいたしませ

るので、昨日の小出議員の御期待には沿えることはできなかったかもしれませんが、開催の仕方ですね、毎回考えていってもらおうとしまして、貴重な地域のコミュニケーションの機会、そしてまた健康づくりの機会としてとらえていって、これからもですね、頑張っていってほしいと考えております。次の質問に移ります。平成27年に人吉球磨定住自立圏ビジョンが策定されまして、人吉球磨の構成10市町村によりまして定住自立圏の形成に関する協定の締結がなされております。その後、平成29年に一部見直されまして、今に至っておるようでございますが、まずはこれまでの取り組みの現状を大まかに良いですから御説明をお願いします。それと、すいません。議長、資料の配付よろしいですか。大丈夫ですか。

◎議長（徳永 正道君） はい、許可します。

○議員（9番 永井 英治君） タブレットに資料が、いったはずです。

◎議長（徳永 正道君） はい、企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、定住自立圏につきましては、平成27年1月に圏域の10市町村で合同調印式を行い、人吉市と球磨郡9町村による一対一の協定を結んだ上で、人吉球磨定住自立圏を形成したところでございます。これにつきましては、中心市人吉市が策定いたします定住自立圏ビジョンに沿って、中心市と関連市町村が交互に役割を分担し連携協力することにより、圏域全体で医療・福祉・教育など、生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や、圏域内の住民の交流、人材育成など、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組むものでございます。昨年度というよりも平成30年度においてはですね、10月16日に部会事務局会議、1月24日に推進協議会の幹事会、2月5日に共生ビジョン懇談会、2月14日に推進協議会を開催されておまして、各事業の進捗状況やKPIの確認を行ったところでございます。事業につきましては、全体で21の取り組みが計画されておまして、生活機能の強化が11、結びつきやネットワークの強化が6つ、圏域マネジメント能力の強化ということで4つでございます。主な取り組みということでございますが、人吉市が中心となって行っておりますが、おおむね各市町村に任せているというのが現状のようです。各市町村で担当市町村の項目によって担当の市町村をつくりまして、その市町村が主になって行うということになっているようでございまして、現在はまだ4年過ぎますので、来年度に向けてですね、事業の見直しやKPIの進捗管理を行って次期改定に向けて協議を行うということが決まっているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） わかりました。平成27年度ですね、資料もこういった資料は、私たち持つてはおります。29年度に見直されてまた策定をされ直したということでございましたが、単刀直入に聞きますけれども、この協定を締結されてからですね、今4年がたちます。この効果というのはどのあたりか見られますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい。この効果といいますか、この定住自立圏を形成することによる大きなメリットといいますか、これにつきましては、交付税措置があるということでございます。中心市が8,500万円、人吉市ですね。その他の市町村が1,500万ということで、4年間で6,000万来ているということになると思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 先ほどのタブレットに入りました配付されました資料もですね、たまたまこれ今日平成31年3月6日水曜日、熊日新聞の今朝の新聞でございます。たまたま読みおりましたらば、県議会ウォッチというところでですね、広域連携の定住自立圏というところで、昨日県議会の代表質問で県議会の議員の方が質問されております。その中にも入っております。県の市町村課の何か答弁だそうですね、

自立圏でなくても実現できる事業が目立つと。参加すれば交付される特別交付税を当て込んだ自治体も多いと。言えば、今企画財政課長が言われたとおりのような話でございます。でですね、あの当時は1,500万の交付税が特別交付税がくるならばそれでよしというような話もしたようにも覚えてはおりますけれども、せっかくだと、こういう定住自立圏というような構想が協定として結ばれておるってということならば、これからもですね、見直しはずっと組んでいかれるんでしょうけれども、目に見えるですね、効果が期待できるように、私は期待をしているところでございます。先ほど平成30年においても推進協議会とか、いろいろな会議があったということでございますが、そういうことで、結局そういう会議の中で、年度に応じて見直しをされてきたということで、結局27年に策定されたのが29年、2年経った時にはもう見直しをされた、そういったことでまだ見直しをかけていかれるということで理解していいんですか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、平成29年の改定はですね、目標数値を定めなければならないということがあって、その定めたということのようでございます。今後でございますけれども、4年たちまして来年度で5年目となりますので、6年目からに向けた定住自立圏ビジョンの再構築というかことですね。そういう部分を考えていくということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） わかりました。それではですね、その中でも二つほど内容といいますか取り組みの内容をお伺いしたいと思います。産業の振興という中でですね、農業の振興について幾つか質問をさせていただきます。まず27年度に策定されました当時、作目名が出ております。とうがらし、ブロッコリー、三島柴胡、焼酎原料米の生産振興、それから今度はそれがですね、29年度に見直しをされて、そこでは水田営農、野菜の安定生産、それから果樹、それから花卉、あの花ですね。地域特産物、これは葉たばこ、茶、薬草などです。そして畜産経営の推進と変化しております。その理由はですねどういったところにあるのか御説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、定住自立圏の農業の振興ということで、あさぎり町が事務局となりまして進めてまいりました。当初はどういった取り組みをしていいかということで、本当に各地市町村もわからないということで、関係市町村から現在進行している作物は何かということでお聞きして、それによって、当初はそういった作物名をですね、振興していこうと、それを上げて振興していこうということで行ってまいりました。そういった中で、やはり球磨市吉内にですね、県が事務局となっております球磨農業活性化協議会というのがあります。その中にですね、そういった項目があります。普通作部会とか担い手部会、野菜部会、果樹部会、花卉部会、茶業部会、畜産部会、普通作部会というようなですね、ここは8項目の部会で構成されておりますけれども、そういったものとやはり連動していったほうが、やはり振興につながっていくのではないかとということで、途中で7項目に分けてですね、定住自立圏の振興を行ってきたということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、この野菜には、例えば今こちらの地元でブロッコリー栽培は結構な面積になっておるとお思います。まだまだただ、年によってですね、価格が上下しまして、本当に軌道に乗ってるとは言いがたいかもしれませんが、こういったところはですね、作目名は入れないということでありましたから、これ言ってもしょうがないとお思いますけれども、私1番初め思いましたのは、ブロッコリーの名前が消えてると、とうがらしの名前が消えたのは私はわかるつもりでした。とうがらしはこういう公のところで言っちゃいけないかもしれませんが、とうがらしはあんまりと思いましたが、しかし、

ブロッコリーは今まだ今からの作物とっておりますので、そういったところは先ほど課長の話で納得はしたいと思っております。課長にですね別に文句を言うつもりも何でもございませんが、策定して、2年後に変わっていくと、どんどん変わっていくと。私はこういったのはですね、ここで29年度に変わりましたから、これには大まかに書いてありますね、ほんとに、水田営農普通作の推進、だからそういった果樹生産とか、野菜の安定生産とかですね、こういった名目が入っておりますので、これがほんとに29年度のほうが見直されたからこっちのほうが本当とは思いますが、やり方としては、2年経ったからすぐ変わりましたとか、それではですね、あんまり良くないと私は感じたところでございます。はい、それでは農業振興の中の取り組み内容としましてですね、就農等に係る補助事業等の情報を圏域で共有し、とありますけれども、そういった情報共有はできているのでありますか。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、定住自立圏で各市町村で集まって協議はするんですけども、年に1回か2回とかですね、そういったところのペースになります。いろいろこの7項目の振興策につきましては、一つ一つ表を作成しまして、また聞き取りをしまして作成をしていくんですけども、その中で、担い手の育成とかのところですね、そういった各町村の振興策ですね、独自で行われるものとかもありますけれども、そういったもので情報共有のところまでいっているというところでございます。

◎議長(徳永 正道君) 永井議員。

○議員(9番 永井 英治君) はい、まさにですね、情報共有そのとおりでと思います。私ですね1月の議会と町民との交流会が開かれまして、その中でですね、どここの町どここの村ではこういう制度、隣の町ではこういう制度があります、制度というか補助金がありますよとかですね、そういった話が出たときに本当に思いました。人吉球磨定住自立圏を考えたときに、そしてまたこういう情報を共有するというようなときにですね、本当にまだまだ今課長が申されましたですね、情報は共有してるだけでちょっと連携は足りていないというよりも、もうできないのかなとは考えております。あさぎり町でもですね、ここ3年の農業機械施設に対します農業振興補助金、これを情報共有しましたからじゃあ連携して皆さんやってくださいよと言ってもですね、これはなかなかできることではありません。そういったことはもう私でもですね、分かってるつもりでございますけれども、情報の共有はやっていって、ここはできるとか、うちは農業振興補助金の機械施設の導入事業に対してこれだけ出したからですね、なかなかほかのことはできないにしましても、そういった情報共有して、情報共有だけではなかなかもったいないと思いますので、いろいろな所にですね生かしていくといえ予算にすぐいくのでなかなか難しいと思いますけれども、そういったところの課長の答弁はどうですか。共有だけではなくというところで。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、あさぎり町では、現在その議員がおっしゃられましたように、機械施設の導入事業を行っております。また他町村の方々もですね、そういった事業を取り組まれておまして、担い手の方々に対しての支援ということで、次世代人材育成の事業が国の事業がありますけれども、それを受けられない若い世代の方々に対して、現在各町村が多くそういった町・村の単独ですね、支援も行われております。そういうところで今後は私の町もですね、あさぎり町でも、その辺のことも考えながら、今後計画をしていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

◎議長(徳永 正道君) 永井議員。

○議員(9番 永井 英治君) 大変ですね、何もかもしてくれという、頼むばかりでは、私ども本意ではございませんが、こういったところで言わせていただきたいと思います。はい、それでは次にですね、有害鳥獣被害防止対策事業についてです。有害鳥獣を圏域全体での一斉捕獲、市町村界での協働による防護柵、

防護施設の設置を実施というようなですね、大変これはいいことと思いますけれども、今の現状としてはどうでありますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、有害被害鳥獣のですね、関係につきましては以前は、隣の町村と防護柵を設置しまして、侵入を防ぐというような話も出てきたこともあります。しかしながら、どうしてもやはりできないというできなかったという結果に終わっているところです。今は県のほうも協働しておりますけれども、鳥獣のですね、一斉捕獲というものを計画されております。それが9月と3月に2回の実施を行っているというところですね、そういったところから、共同での作業、作業といいますかを進めていくということで、現在のところ行われております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、その一斉捕獲というのはわかりました。大変いいことだと思います。先ほど防護柵が市町村の連携ができなかったと言われましたけれども、何か何かあるんでございますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 以前は山と農地ということですね、その辺の境界に柵を張っておりましたけれども、そういう柵の張り方がちょっと国のほうですね、認められなくなっております。今は囲む防護柵ということで、どうしてもそういう一直線でする柵ができないような状況になっておまして、現在もあさぎり町内ではそういった須恵地区とか深田地区のほうですね、囲んでワイヤーメッシュというか、防護柵を張る事業は毎年行っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、囲むですね。だからではございませんけれども、今はもう鹿あたりは山だけではなくて中山間地だけではなくて、平地に出てきております。球磨川を飛び越えて、飛び越えませんが、泳いでですね、球磨川泳ぐところも見たことありますけれども、球磨川泳いで免田のほうに来て、うちの私の、例えば役場のすぐ近くの畜産センターの間ぐらいのところにはですね、もうきております、本当に。今現在ですね。そういったところですね、非常にこの有害鳥獣害防止対策事業につきましては、各市町村の取り組みは各市町村だけの取り組みには限界があると感じております。これこそですね、圏域、こういう定住自立圏、隣の市町村ですね、この圏域で対策を打つのが本当にあの1番だと本当に感じておるところでございますけれどもですね。国がそういうことを言うならば、地元のの事情を説明していただいてもですね、国にでも働きかけていただきたいと思っておりますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、鳥獣被害防止対策関係につきましては、事務局が多良木町さんとなっておりますけれども、そういったところですね、担当者も会議等に出席しますので、そういう中で、もしもそういうことができるのであればですね、各町村で申し込みっていうか申し出をしたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） よろしくお願ひしたいと思います。次に次の質問にいきます。観光の振興についての質問でございます。これまでも同僚議員から一般質問の中で、我が町のおかどめ幸福駅のこととかですね、観光についての質問もあっておりますけれども、今回は人吉球磨の観光として質問をいたします。まず協定の内容にあります人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施するとありますが、現在どのようなことが行われておるのでありますか、お尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、この定住自立圏共生ビジョンにつきましては、観光振興につきましては二つの事業、春夏秋冬キャンペーン事業、それと湯前人吉自転車道活性化事業、この二つが上げられているんですが、現在非常にこう動きが変わってきております。まず春夏秋冬キャンペーン事業につきましては、現在日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会、そして自転車道につきましては、人吉球磨地域サイクルツーリズム協議会ということで、市町村だけではなくて民間事業も入ったところでの動きに変わってきております。なお、このビジョンの計画策定の変更につきましてはですね、31年度見直しということで、それに合わせたところでこのビジョンの計画が見直されると聞いております。動きにつきましてはですね、人吉球磨観光地域づくり協議会のほうで、現在将来ビジョンの策定ということで、議員の皆様には御案内が来ていると思いますが、3月9日に、将来ビジョンの報告ということで、須恵文化ホールで開催される予定であります。そのほか、協議会におきましては、やはり人吉球磨の知名度を上げようということで、やはり情報発信という部分に現在力を入れてポータルサイトであったりガイドアプリ、そういったものの開発を進めているところであります。それで、やはり観光の資源といいますのが、市町村に点として存在している部分を線として結んで、コースをたくさんつくってですね。要するに引き出しをたくさん持って観光PRを進めていこうという動きになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、すべて答えていただきましてありがとうございます。日本遺産のこともですね、少し尋ねようと思っておりましたけども、もうすべて答えていただきましたので、それで結構かと思えます。それぞれの協議会があると言われましたけども、それぞれのですね、この観光につきましては本当に1個1個といいますか、1町村のですね、一つ一つの観光では本当に弱いと思っております。今課長が言われましたように、点と点では弱い。圏域全体でですね、もう点と点を線で結んでこそ人吉球磨の観光として話ができると思っております。インターネットであけてみますと、人吉球磨の相良700年の歴史に基づくストーリーが日本遺産に認定されましたということでございます。本当にですね、そこらあたりがうちのうちのといいますか、この10市町村のこれから観光のかぎになってくると思っていますので、そこらあたりをですね、生かしていただいて、その中のあさぎり町の一つ一つの例えばおかどめ幸福駅であり、荒茂の毘沙門堂やったですかね、そういったところをですね、漏れないように線で結んでいただきたいと思っておりますが、課長、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、そうですね、やはりあさぎり町の資源をですね、うまく活用できるように、コースづくりあたり、観光PRに生かさせていければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 進めていただきたいと思えます。質問は以上でございますが、最後に先ほど最初に申しました愛甲町長への一般質問は、今回が最後でございます。まだですね、1カ月半ほど任期は残っておりますけども、本当にあの12年間お疲れさまでございました。1番難しい時期のあさぎり町のかじ取り役を立派にこなされた町長だったと心から敬意と感謝をしたいと思います。これから少しゆっくりしていただきましてですね、今後ともさまざまな立場で、御健勝にて御活躍をしていただきますように御祈念を申し上げます。以上で質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで、9番、永井英治議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

◎議長（徳永 正道君） 次に14番、溝口峰男議員の一般質問です。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） おはようございます。平成最後の一般質問となりました。12月議会です。町長には質問をいたしませんと申し上げておりますので、今日は教育長にその部分をしっかりと質問させていただきたいというふうに思っております。まず町のですね、指定の文化財についてであります。有形文化財、無形文化財、あるいはまた無形の民俗文化財や有形の民俗文化財、指定名勝、天然記念物、いろいろと多くの文化財がございます。現在の把握されている、文化財についての内容、あるいはまた維持管理等について、まずは伺っていききたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 本町は縄文時代以前からの文化遺産が数多く残されております。文化財の宝庫とも言われております。鬼の窯古墳及び才園古墳群の古墳群、宮原観音堂や荒茂毘沙門堂等の建造物や仏像等は、町内だけではなく、町外の方々からも親しまれております。先人が残した貴重な有形文化財、無形民俗文化財、史跡、天然記念物等の文化遺産を整備保護し、後世に引き継ぐことは私たちに課せられた責務というふうに思っております。これらのことを踏まえ、今後も文化財の整備や保護に努めていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、町指定の文化財の現状ということでございます。資料のほうをお示ししております。今現在、町のほう、あさぎり町で指定しております文化財につきましては、国指定が三つ、それから県指定が10、市町村指定が137、合計の150の件数がございます。また、維持管理についてでございますけれども、あさぎり町の文化財保護条例の第7条のほうに、管理につきましては所有者にその管理の責任が課されているところでございます。ただし、あさぎり町の所有になっている文化財につきましては、その維持管理費用については町が負担しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君）

○議員（14番 溝口 峰男君） 今御説明いただきましたが、150の施設のうちに、現在文化財の10の施設についてはですね、町の所有物として管理していただいております。ほかにも古墳等がですね、生涯学習センターですか、そちらにも数々あるのではないかなというふうに思っておりますが、この管理については以前から議会でも指摘がされておまして、十分な管理をなさйтеというような指摘であったと思っておりますが、その辺はどのような改善をされて現状に至っておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、今現在、収蔵庫のほうにもですね、貴重な文化財等を収納させていただいておるところでございます。収蔵庫のほうは温度の管理等のができるような収蔵庫となっておりますので、そこできちんと保管をさせていただいているという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） ここにですね合併以前の5町村の文化財の冊子があります。上村はですね7集まで出てます。ほかの町村は1集に1冊にですね、まとめられております。この文化財との数と教育委員会が今示された150の文化財この違いはどのように考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい、合併前に文化財関係の本を収監されておまして今おしめされたとおりでございます。先ほど150の町指定の文化財があるというふうに説明いたしましたけれども、町指定の文化財につきましては、特に歴史的価値、芸術的価値があるものについて指定をしているものでございませ

て、それぞれの旧町村で収監されております文化財のほうにつきましては、未指定文化財等も含まれているものというふうに認識しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） その中で150のうちにはですね、あさぎり町になってからの文化財の指定っていうのは幾つありますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） あさぎり町になりましてからの文化財の指定につきましてはですね、6件の町の指定を行っておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 後ほど6件の内容についてはお知らせいただきたいと思いますが、実は上村の文化財第1集であります、これは昭和55年に発刊されております。これは私が当時発刊されてから購入したんで、かなりこれしみが入っておるんですけども、ほかについてはですね今回いろいろと調べて足りない分は今回購入させていただきましたが、これほど多くの文化財がこのあさぎり町内にあるのかということで私自身もびっくりしたところですが、ここにですね文化財としてのこの冊子を発刊するにあたっての思いがつづられておるんですよ。ちょっと今読ませていただきますが、戦後の荒廃から立ち直り急速な高度成長と物質的繁栄を続けてきた今日、人間連帯意識の高揚生活環境の見直しと保全が叫ばれてまいりました。私たちの住みよい郷土をつくるためには、私たちが祖先から受け継いできたよき古きものや郷土の文化財を見つめ認識を深めることではないかと思えます。今回上村という地名のゆかりである相良長頼の四男四郎頼村、またその子孫によって築かれた上村城跡を初め貴重な文化財が数多く残っていることは文化財の保護と関心が強く求められるところでありますと、この度上村文化財保護委員の御尽力によりこれの小冊子を発行することになりました。内容はこの上村の文化財をそれぞれ写真と簡単な説明により編集し見やすくしております。これを村民の皆さんへ紹介することで、あるいは消滅しようとする文化財保護に御理解と御協力をお願いし長く保存され郷土愛の一助として、また新しいふるさとづくりの基礎となれば幸いに存じます。これ昭和55年3月1日上村教育委員会教育長名で、これが発行されています。非常に詳しく長い時間と労力をかけて調査をされております。これは上村だけではありませんね。それぞれ免田、須恵村、須恵村はカラー版です。そして深田、そして岡原、それぞれに今申し上げたように文化財保護委員の皆さんが、そして地域の皆さん方が、時間と労力で、しっかりと今回、このようにして保存の冊子をつくられている。これはですね、私はこの部分についてはしかし守っていかにかんやいかんとだろうと思うんですね、この部分の文化財というのは、文化財として位置づけしてある。しかしながら今言われたように、この一部分と言いますかね、今言われたように指定が150しかない。果たして私はそれでいいのかどうかっていうことを感じるんですけども、この目を通してですよ、漏れてる部分っていうのはないんですか。いかがですかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） まずあさぎり町に入りましての6件の指定でございますけれども、深田の深田村の絵図、それから宮原観音堂の菩薩像そして別府の太鼓踊り、それから下里の毘沙門堂の木造2点の立像、そして庄屋の猿踊り、築地熊野神社本殿の薬師堂、本殿と薬師堂、以上が6件となっております。それからその書籍の中の部分での文化財が漏れてるんじゃないかという御指摘ではございますが、一応あさぎり町はですね、それぞれの旧町村で調査をされて町指定をされてきたものでございます。そして合併したっていう部分特殊事情もございますけれども、管内からすると相当数の数が町指定とされております。当然ながらそういった歴史的な価値があるものにつきましては今後も町指定としてしていくべきものというふうに感じているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 私はですね旧町村の皆さんがたが、やはりまだ合併をするというんでなくして、またその以前からですねこれだけの調査をされて、そして文化財としての位置づけを私はされてるんだらうというふうに思ってるんです。ですから今言われるように、かなりの部分が私は今からまた精査を私はしていただかないといかんと思うんですけれども、非常に大事なものが私は漏れてる部分があるんじゃないのかなって思ってるんですよ。今文化財の専門員の方がおられるわけですけどもね、やっぱりまたあさぎりの文化財保護委員の方々もおられます。1回ですねこの冊子を全部ひもといていただいてですね、そして再調査をして私はやっていただきたいという思いがあるんです。そのあたりはどうですかねこの辺は検討いただくわけにいきませんか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、大変貴重な意見をいただいて本当にありがとうございます。やっぱり私も先人がつくり上げたさまざまな文化遺産等についてやっぱり今後、あさぎり町文化保護審議会がごさいますので、そちらのほうにも投げかけながら検討していきたいというふうに思っております。本当に貴重な意見ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 文化財の指定とまたしかしながら神社仏閣も含めてですね。すべてここには網羅して文化財としての位置づけをしてあるわけですね。私自身はもう先ほど申し上げましたが、この冊子にあるものはすべて文化財ではないのかなと、それだけの価値のあるもんだというふうに位置づけをして私はおるんです。今の現在の人たちがつくったものではなくなんにもなくて、何百年も昔から存在してる部分があって、それを維持管理をしながら今現在至って、して今からもやっぱり継続してあとに残してあげると。これはもう教育長が先ほども言われましたが、町として行政としての一つの役割だと思っんですね。責任だと思っすね。国も文化財の保護法っていう法律をつくって地方公共団体の事務の中でしっかりと182条で明記しております。そして町も当然文化財保護条例作っておりますし、それを維持管理あるいは補修等についての補助金等についても明記されます。今回補助金交付要綱がですね、私は町の例規集を検索しましたけども出てこなかったもんですから、あえて今回このような質問をしておりましたが、別途しっかりとしたものがありますという報告が来ました。その辺をですね、内容、補助金の内容ですよね。少し御説明いただきたいと思っますが。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今議員おっしゃられましたとおり補助金交付要綱はあったんでございませが例規集のほうに登載をしておりませんでしたので、直ちに登載するようにして今現在進めているところでございます。昨年の3月に補助金の補助金交付要綱の中での補助率の件で御質問がございましたので、そこを踏まえたところで検討を進めてまいりました。その中で別表1の補助の内容ですね。それから様式等にちょっと若干の不備がございましたのでその辺を整備をさせていただいて昨年の8月1日、で公布をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。それではですねお尋ねしますが、特定の宗教施設への助成と文化財保護のための補助金これは政教分離と非常に密接な問題が出てくるわけですが、そのあたりはどのような判断をお持ちでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今現在教育委員会で補助金を出している文化財につきましては、当然町指定文化財に対する補助金でございます。ですので、指定となります歴史的芸術的価値があるものを維持し

ていくために交付しているものでございます。ですので、政教分離にとの原則とは引き放して考えるものであるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） はい。これ山形県のですね、県が行ったお寺の観音堂の改修についてであります、これに一般の方々からこのような質問状が山形県に寄せられております。これは特定の宗教とのかかわりを制限する憲法20条第3項、政教分離の観点から微妙な判断ではないかと言われておまして、公金支出の制限の規定にも抵触するのではないかと。それについてですね山形県はどのように回答したかといいますと、やはり今さっきから申し上げるように、国の文化財保護法、それから県の文化財保護条例等に照らし合わせて、県民の文化的補助及び文化の進歩に貢献することを目的として、文化財の管理や修理についてその経費の一部を補助しております。ですから信仰の対象である仏像や神仏仏閣等の宗教上の施設が今回含まれておりますが、それらへの補助は前述の目的により行うものでありまして、理解いただきたいということでその法律文がずっと出ております。ですから文化財として捉えた部分については、例えばお寺であったり神社であったりしても、修理については公金の支出はいいですよという判断の説明ですね。ここに明確にしている。お尋ねですが、例えばですよ政教分離の中で玉串の神社に行って例大祭玉串を上げることが公金と支出して、公金ですよ、町長が行って玉串料として差し上げることがこれは違法か違法でないか。いかが考えられます。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 私もあの法律はあまり勉強してませんので、ちょっと難しいところがございますが、憲法の89条の中に公金の使途というようなところもございまして、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用には供してはならないというところがございますので、一応本町としてはこれに沿って条例等で定めてあるというふうに私は理解しておるところなんです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 今教育長が言われたように玉串料というのは、宗教団体が団体活動に使えるお金であるから違法だというふうにとらえられてですね、ですから注意をせないかんとですが、ですから総理大臣も玉串は納めませんもんね。個人でやっておりますが、ただ、今申し上げたように、宗教上の施設であっても、その運営にかかわらない部分についてはいいというふうに認められたわけですね。ですから今お話したように、神社仏閣についても町の補助金を出して修理をしてもいいですよっていう話で先般ですね、昨年でしたか、文化財先ほど話が文化財保護の補助金の見直しをお願いしたときに、今言われたようにある程度の90%ぐらいまでですね見直しをしていただきました。大変地区の方々には助かれたというふう感じております。そこでですね、実はこの冊子の中にも文化財としての信仰、神、仏というのがありますが、この中にあります部分について、これはたしか副町長と総務課長だったと思うんですけども、祠とそれを囲むがあるんですが、あるところのを地区の観音さんがですよ、もう崩壊寸前ですよ、建物自体が。それについて何とか私はそんな時に住民協働で補助をいただいてみんなでこうやりたいんで、できませんかねという御相談も申し上げたときに、宗教分離の問題があるんでそれはちょっと該当しないですよという話でした。しかしながらですよ。今私申し上げてるんですが、文化財としての位置づけをすればですねこれは補助金が出せると私は思うんですよ。今までお話ししてきた順番からずっと言って。そこを今からですねこの文化財というのはいっぱいあるんですけども、維持管理をしていくということは大変です。この地区の皆さん方は。しかしやはり今までの昔の人たちの先人の御苦勞等があるんで、あるいはそれは慣例として守っていかんけれども、しかしそれを建物を直して、そしてまたそれつないでいくということについては、地域の方々から非常にやほりを負担がかかるという事でできないと。しかしそれをほっとけばですよ、これは

消滅してしまう状況になるわけですね。そういったことを考えたときに、私はここにありますさつきから申し上げてあります文化財の中身をしっかりと再度精査していただいて、やはりあさぎり町としての文化財としての価値を私は見出していきたいと思うわけですね。そしてしっかりと私はそれを保存して修理をするなら修理をしながらつないでいく。そうしないと消滅しているいくこの中からですよ部分もあるんですけども、そのあたりはどのようにお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、議員おっしゃった通り、非常に未指定であってもですね、非常に価値のある文化財が多数まだ多数あるというふうには認識しているところでございます。今現在の教育委員会の文化財業務についての補助金につきましては、町指定でない補助金が出せないという今現状でございます。それ以外の文化財についての補助金を出すということになりますと、今議員おっしゃったとおり何らかのこう価値づけといいますか、位置づけをしないと出せないのかなというふうにはいうふうに考えております。ただこれはあさぎり町は先ほど言いましたとおり、合併して五つの町村が合併したということで非常に町の文化財の指定の数も相当管内に比べると多いと。それから補助率についてもですね、昨年度の見直しによって90%まで引き上げさせていただいております。他町村に比べると相当なパーセント提示を出すようにしているというところで頑張っているところでございます。ただ、今議員おっしゃった未指定の文化財についても、何らかの今後はですね、何らかの行政の手助けが必要でも必要な時期が来ているというふうにご考えるところもでございます。ですのでそういった部分の御意見があったということですので、先ほど教育長も言われましたけれども、文化財保護審議会の中でも話をつないでいくようにしたいというふうにご考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） ぜひですね、私はこれだけの文化財がありますから、できることなら私は本来はこれ全部してもおかしくないものばかりだと思うんですよ。新しいものは何も入っていない。その人たち、当時の文化財の審議員の皆さんがたが、これはその地域地域の文化財であるという考え方でまとめられているわけですから、私はこれを全部やっても問題はないんじゃないかなというふうに思うわけですね。そういう観点から考えて、私はただ補助金は今度は流せばいいんじゃないかと、本来私は今の地域で守る部分はいっぱいあるわけでそういう人たちがやっぱりみずからが少しでも何とかいいますかね加勢をして、直せるものは直して、高価もんでなくても、いけるようにするには、今までの資材支給条例というのがあるわけですが、環境整備のですね、あの項目にこの部分を一つ入れられることはできないかなって思ってるんですけど、今の段階では、住民協働の資材支給条例でほんとに適用しようと思えば、もう町長の裁量しかないんですけども、やはりそれでできるのかどうかですたいね、第5項で第2条の5項で。それは可能ですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、私のほうでというか、お答えするのはなかなか難しい部分がございます。ただ本日の質問を受けましてですね、町長部局のほうともこういった貴重な文化財が多数あるということで協力いただける部分があればそういった部分を協議していけるかというふうにご考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（溝口 峰男君） 今日は町長部局には質問しませんので、この支給条例をですね今回提案しましたので、1回町長部局と1回話し合っていていただいて、そして2条の5項でできないんだったら、一部改正ができるか、そしてやはりこういったものも環境の一つとして、史跡、認めてですね、この条例の中でお金が出せるような形がそれをぜひ検討していただきたいと思います。今の現状でできるんだったら問題ですけどもね、できないとするんだったら、どのようにしたらみんなで地域みんなでそれを維持ができて補修ができるかということですから。その辺を再検討して御回答をお願いしたいと思います。はい。宿題として、教育長に

お願いをしたい。それから次にですね、町が一体となるあさぎり町音頭の制定についてであります。これにつきましては合併して間もなく私は犬童町長時代に、あさぎり町歌とあさぎりへ音頭も質問した経緯がございます。当時の中では検討しますということでありましたが、ようやく合併記念をする10周年の時にあさぎり町歌が制定されました。愛甲町長がつくっていただきましたので、その辺は感謝しております。はい、そういうことですがもう一つはですね、あさぎり町のがまだまだできておりませんが、現在、町長、もとい教育長もいろんな校区の運動会であったり、学校の運動会であったり、行かれると思うんですが、最後には特にまた私は上村しか知りませんが、上村はもう最後に上村音頭で締めくくるんですけども、私は本当にこれでいいのかなっていうことをずっと思っています。あさぎり町になっても上村音頭踊らないかん。その辺はどのようにお考えになりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、私も今議員がおっしゃったように、本当に町民が一体となるような方策の一つとしまして、あさぎり町音頭の制定というのは大変こう有効な方策の一つじゃないかなというふうに考えております。私もいろんな町村の小学校中学校の運動会等でそれぞれの音頭が流れますと、子供たちを初め地域住民さんが一緒になった踊りを楽しんでおられるという姿をたくさん見てきました。これについてはやはりその町村を思う心の育成というふうに私はつながっているというふうに思っております。やはりそういう誇りに思うというふうな心の育成を継続して取り組む活動というのはやっぱり大事なかなというふうに思っておりますので、やはりこう町の温度につきましても、今度はあさぎり町を誇りに思う心の育成というふうにつなげたいというふうに思っておりますので、今後は町内の動きを見ながら検討していきたいというふうに思っておりますし、場合によっては各区の音頭が終わった後にあさぎり町の音頭を踊るということも私は方法の一つかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。確かに言われるとおりの今までのとをなんもかんもうしてるというのは忍びがたいところもありますけれども、やはり町民が一体となっていく、進めていくというにはやはり何らかの形のもが私は必要だということに思ってるんですね。やはり今あのくまこい六調子も今若いメンバーが一生懸命アレンジしながらいろんな大会に出てやっておりますけれども、また校歌しても今なんて言いますかねえ。今の時代、昔の時代じゃなくて今の合わせたテンポの全く違うような校歌もあるんですけども、やっぱり町民がそういったなんかの形で踊ったり歌ったり、そういうものがあることによって一体となりうる部分も私はあると思います。今お話の検討するということではありますが、それが制定に向けての検討なのか、ただ検討なのかいろいろありますけれども、教育長の話きくと上村音頭の後にあさぎり音頭と。なるほどな。そういうことであるならば、制定に向けての前向きな答弁かなと受けとめましたけれども、再度もう一回お答えいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、私もですね、このごろ年をとってきまして、やっぱりそういうこう、音頭等を踊っておりますと、何か胸が熱くなります。やはり郷土を知る、そしていろいろな音頭の中には郷土の思いというものもございますので、やはりこれも前向きに私も考えていきたいと各課相談の上に前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） できればですね、教育長の任期中に、まだなられたばかりですから、ぜひ任期中に制定に向けて、ぜひ新しい町長が誕生すればその辺はしっかりとその思いを伝えていただいて、予算獲得をして制定に向けて頑張っていたいただきたいというふうにも思いますのでその辺はしっかりとお願いを

申し上げたいと思います。今回は2点だけでありまして、まだ若干の時間が余っておりますので、最後に町長に御礼を申し上げて終わりたいと思います。12年間本当にお世話になりました。しっかりとした議論が次からできないと思えばちょっと涙が出てきますけれど、はい、今後は本当に健康に留意をさせていただいて、ぜひまた町内も一周遊びがてら散歩しながら見て回って、新しい町長に助言等をいただくならばですね、町長の思いがまた引き継がれていいまちづくりができるのではないかなという思いを持っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これで14番溝口峰男議員の一般質問を終わります。次に8番、豊永喜一議員の一般質問です。豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 8番、豊永でございます。思いがけものうといたしますか、午前中にまさか質問がめぐってくるとは思っておりませんが、精いっぱいやらせていただきたいというふうに思っております。通告に従いまして2点のことについてお尋ねをしたいと思っております。まず1点目につきましては、1点目、受動喫煙対策の対応につきまして受動喫煙対策の強化を目的とした健康増進法の改正で、7月から病院や教育機関などは敷地内が原則禁煙となります。あさぎり町では健康と幸福を最大のテーマに掲げ、まちづくりを進めていますが、一方では、あさぎり町は全国でも有数の葉たばこ産地でもあります。また貴重な自主財源であるたばこ税は年間約8,000万円ほどあり、厳しい財政状況の中で一翼を担っています。地方公共団体の責務として望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう進めるとありますが、具体的な対応について聞きたいと思っておりますが、まず最初です、ここでも話をしましたように、それぞれの政策がですね矛盾するところもあるわけですね。一方では健康と幸福をうたいながら政策を進めると、それから今度は葉たばこの産地であるというふうなことで、農業所得の向上とかですねそういった対策をどう図るのかということで、相矛盾するような見方では相矛盾するような政策だろうというふうに思いますが、そのところをどうやっていくのかということもまず最初の町長にお尋ねしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 豊永議員の言われるようにですね、このたばこ税がいろいろ変わってきてますよね。それはたばこに対する税額のアップも含めて、それからどこで飲めるか吸えるか据えないかということも含めてですね、そのたびごとにやっぱり私は思うのは、このあさぎり町はですね特に葉タバコで生産地として非常に各農家が生産されておりますのでですね、いつもこのことについては、少しほかの自治体と比べて複雑なといいますかね関心を持ってみていただいております。ただもうこのですね、いわゆる受動喫煙等の動きというのは多分世界の動きの一つということですね、変わらないだろうと思っております。ですからこのことについては、国の方針に従ってある程度やらざるを得ないと思っております。けれども、過去ずっと私が町長としてやってきた中でもですね、私は葉たばこ生産農家とはよくいろんな会合に出て意見も聞きながらやってきてましてですね、かなりこのその意見も聞きながら進めてきました。そういうことで、あさぎり町の庁舎ですね、庁舎の敷地内に喫煙場所を設けてほしいと。いうこともありましたのでですね、であればということで、町の駐車場の一角をJTさんの協力も得てですね、かなり気持ちよくたばこを吸っていただける場所も確保したところでございます。いずれにしても今後ともですねさらにいろんな制約出てくると思っておりますけれども、そこはやっぱり葉たばこ生産を最も熊本県の中でもですね、行っている地域と町ということを目覚めながらですね、先行して率先して、そういった対策をすることなくですね、やはりこの葉たばこ生産の町ということ意識しながらですね段階的に対応していくことかなと思っております。いわゆるその葉たばこ生産農家の方がですね、気持ちをこう萎縮されないようにですね、最大の努力はしていく必要があるというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 進めるに当たって、非常に葉たばこの産地でもあるということで、生産者には配慮しながら進めなければならないという、一方ではもう御苦労される部分もあろうかというふうに思いますけれども、そういったことで、これはですね、来年の東京オリンピックあるいはパラリンピック、それから今年ですね、ラグビーの世界カップあるいは女子ハンドボール世界選手権ですか、そういったことに向けての町長も言われましたけれども、世界的なWTOですか、そういったところからもですね非常に健康被害というなことで、世界的に広がってきてるというような話でもあります。そういったことの中で、今後は健康増進法の改正というなことでありますけれども、このことにつきまして、改正の内容についてまず説明を受けたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 私のほうからですね、今回の法改正の概要につきまして御説明をいたしたいと思います。法改正の最大の目的と言いますのが、先ほど議員からもおっしゃいましたけれども、望まない受動喫煙の防止ということでございます。受動喫煙の被害によりまして、年間、全国で1万5,000人の方が毎年亡くなられているというような状況にあるということでございます。そのほかにも肺がんや脳卒中、それから虚血性心疾患とかですねそういった病気の発症率も高くなるというようなこと、そういったデータがあるということでございます。そういうことを踏まえまして国民の健康と生命を守るというようなことを目的といたしまして、望まない受動喫煙の防止ということをですねこれに対する取り組みが強化されて、法が改正されて、段階的に施行されることになっております。内容につきまして資料につき資料に基づきまして説明したいと思います。改正健康増進法の体系というようなことで説明したいと思います。この資料のですね、右のほうごらんいただきたいと思いますが、施行年月日がそれぞれ3段階に分かれておまして、1番上が今年の7月1日施行分それから中ほどが来年の4月の施行分、1番下のところが今年の1月にもう既に施行された分でございます。順番におつてですね、説明したいと思いますが、最も下段のところにありますけれども、屋外や家庭などというようなことで、喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮が必要というようなことであります。できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮が必要。それから子供や患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所には配慮が必要というようなことになっております。その次に今年の7月1日施行分でございますけれども、1番上になりますけれども、子供や患者等に特に配慮が必要なところ、学校児童福祉施設、病院診療所行政機関の庁舎等、これらの第1種施設と言いますけれども、敷地内は禁煙となっております。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとされております。その次がですねその下になりますけれども、事務所工場ホテル旅館飲食店、旅客運送用事業船舶、鉄道、国会、裁判所等となっております。これらを第2種施設と言いますけれども、原則屋内禁煙ということになっております。喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となります。その事業者により事業者の経営判断によりまして屋内を禁煙にするのか。喫煙専用室を設置するのか等を選択することになります。それからその下のところでですね、経過措置というのが書いてありますけれども、既存の経営規模の小さな飲食店におきましては、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、県内で喫煙可能となっております。新しい喫煙可能とした場合はですね、20歳未満の方の立ち入りはできないというようなことになっております。喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能というようなことになっております。その下の喫煙目的施設としまして、バーやスナック等でございますけれども、これらの施設につきましては、これまでどおり喫煙可能というようなことになっております。概要につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、説明ありがとうございました。ここにも書いてあります通り、3段階に分かれて実施されるというようなことでございます。7月1日施行の中にはですね、学校児童福祉施設、病院診療所、行政機関の庁舎等ということになっておりますけれども、まずですね、現状についてお尋ねをしたいというふうに考えております。行政は行政機関の庁舎ということでございますが、役場の本庁舎あるいは各支所あたりが対象になるかというふうに思いますが、現状はどうなってるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、行政機関の調査、庁舎につきましての現状でございます。まず、本庁舎につきましては、建物内禁煙としております。ただ、1階の屋上に当たる部分になりますが、屋外での喫煙スペースを設けているところでございます。また、冒頭町長が言われましたとおり、敷地内に喫煙ができる場所を設けておるところでございます。それと隣接する福祉センターにおきましては、建物内に喫煙室を設けているものでございます。後各支所につきましては、屋内はすべて禁煙としておりまして、屋外に喫煙のスペースといいますか場所を設けているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、現状としては役場と言いますか行政機関の庁舎等につきましてはそうなっているところでありましようが、ここでですねちょっと私も全然、吸ったことがないっていえばおかしいんですが、気になるのか小学校・中学校の対応ですよね。恐らくあの先生がたも喫煙される方もいらっしゃるのではなかろうかというふうに思うんですが、現状では喫煙所あたりを設けてやられているかどうかそこら付近をちょっと説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今現在での小・中学校での対応ということでございますが、敷地内禁煙にしています学校が免田小学校、それから建物内の禁煙にしているのが、そのほかはすべて建物内の禁煙をしている。ただし、建物外にですね喫煙所設置場所を決めて喫煙をしていただいているという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 中学校は言われましたですかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、中学校のほうも建物内禁煙でございまして、外のほうに喫煙場所を指定して喫煙されてるということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） えーとですね、私今は喫煙する1人ですが、非常に心苦しいんですが、今はどこに行っても吸いにくいというような状況ですよね。これで改正によってますます厳しくなるということでもあります。恐らく施設関係関係にですね、出入りする方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういったことで、それはもう時代の流れですからしょうがないという部分もあろうかというふうに思いますけれども、それでは先ほどの説明がありましたとおり、これをどうやって対応していくのかということになるかというふうに思いますけれども、非常に難しい問題もあるんじゃないかなと思うわけですよね。逆に吸えなくてストレスがたまって病気になる人も極端に言えばいるかもしれない。ということもありうるというふうに思うわけですが、そこら付近の考え方はですね、7月からということでもありますので、そこら付近の対応についてどのように考えていらっしゃるかの説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 先ほど健康推進課長が説明いたしましたとおり、健康増進法の改正によりまして、まず1月からは町村の自治体の義務というものが施行されました。7月1日からは、行政機関の庁舎を含めた第一種施設についての制限が執行されるものでございます。それに向けて今、行政機関の庁舎、本庁舎等ですが、の対応について検討を復興を進めているところでございます。先ほど言いましたとおり現状、屋上での喫煙ができるスペースを設けて建物内は禁煙としているところでございます。今回の行政の庁舎を含めた第一種施設の取り扱いは、原則施設内敷地内禁煙と定められたものでございます。ただし、先ほどお示しました資料のとおり、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるというものでございます。この必要な措置については、法律ではなくて政令または省令またはガイドライン留意事項等で国から示されるものになっているところでございます。措置につきましては、2月の22日に政令、省令が交付されました。これは7月1日の法の施行に合わせて適用されるものでございまして、その条文をちょっと御紹介いたしますが、まず、第1種施設につきましては、学校児童施設等という等がついておりました。これが具体的に、定められたものでございます。18の区分に分かれた各関係法律によって設置される施設を定めたものでございます。それと省令によってその屋外に受動喫煙をできるスペースを設けるという条件が定められまして、まず標識を設置する義務は法律で定められております。その標識が容易にすべての方が、識別できるような場所に掲示することが定められました。また喫煙することができる場所である旨を記載した標識であることが義務づけられております。そして、庁舎を利用する方が通常立ち入らない場所に設置することという義務が措置が定められたところでございます。この措置義務を遵守しながら、可能な限りその敷地内ではなくて、特定の喫煙場所を設けるように検討を進めていくということで現在考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、非常にわかりにくいところもあろうかというふうに思いますけど、結局敷地内禁煙というなことでありますが、敷地内禁煙でも屋外に喫煙場所を設ければ可能な部分はあるという受け取る方でもいいんじゃないかなろうかというふうに思いますけど、先ほど総務課長が言われました2階の部分ですねあそこを屋内と見るのか屋外とみるのかちゅうところもありますけれども、そこら付近はいいかですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 正直私もたばこを吸うものでございまして、かなりいろんな情報を注視しているところでございます。先ほど措置の一つの中に、庁舎等利用する方が通常立ち入らない場所というものが明記されました。この点につきましては、国の調査委員会等で具体的にいろんな意見が交わされている模様でございます。そしてその議論の中には屋上という言葉は事実出てまいっております。それがどのような取り扱いになるのかは、今後国が厚生労働省が発出したします留意事項または具体的な取り扱いガイドライン等を確認する必要があります。現在のところでは屋外、屋上が建物外なのか、建物の一部なのかというものは明確には示されていないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。時間まだかかりますかね。質問の途中でございますけれども、ここで休憩いたします。午後は、1時30分からでございます。

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 一服をして気分も少々落ちついてまいりましたので、またお聞きしたいというふうに考えております。質問の途中でありましたけれども、屋上での規制は、どうなのかということですね。まだはっきりとわからないというふうな答弁が返ってきましたけれども、改正についての対応というようなことで、それぞれの自治体あるいは教育機関等で対応が分かれるところでありますけれども、資料をちょっと出していただきたいというふうに思っておりますが、県内大学の受動喫煙対策の現状というようなことで、これは熊日に載っておりました記事ですけれども、ここにも書いてありましたとおり、敷地内禁煙対応に苦慮というように書いてあるところであります。学生さんというように、二十歳以上の方は、当然吸われる方もおられるというように、なかなか受動喫煙でありますから、今は吸わない方が非常に増えてるというように、吸う人のほうが少ないというように、やはり各大学の対応まちまちですけれども、例えば授業の合間あたりにですね。吸いたくなって、敷地内禁煙ということになりますと、敷地外に出て、近くのコンビニ等に行き、吸わなければならない。そういった吸う方にとっては、非常に辛いことになろうかというふうに思います。こういった対応で、どこの自治体あたりも苦慮されているというようにあります。湯前町におきましては、先週テレビ放映されておりましたけれども、あそこはJTと森林関係で協定結んでおられますですね。その関係で、JTのほうに分煙に関する相談あたりをJTにされて、今対策を進めているということが、番組で放映されておりました。JTのほうも、非常にそういった相談が殺到しているというようにあります。今後のこと等についてであります。まず本庁舎で、屋外のほうに現在、喫煙所が設けられておりますけれども、その喫煙所ですね。今度の法改正によって、それで対応できるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 現在、JTさんの協力によりまして、屋外での喫煙所といいますか、施設を設置しているところでございます。それが、今後のこの改正によってどのような扱いになるかという御質問でございまして、今回の健康増進法の改正では、喫煙又はその分煙に対しての定義といいますか、施設がいろんなものが設けられております。例えば、先ほど申し上げました第1種施設の中で、措置を講じた場合には、特定屋外喫煙場所を設けることができるというものもありますし、名称では、屋外分煙施設等もあります。また講習喫煙場という名称もございまして、今設置しているものが、どの施設の類型に属するものかというものも、なかなかまだ判断に至っていないものでございまして、ですから、今回、それぞれの施設についても、留意事項等又は、指導的な基準、設置的な基準も示されることとなりますので、それを精査した上で判断することになります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） なかなかそこら付近が、まだはっきりと示されていないということですが、そこで、町長にちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、葉たばこの産地でもあるというように、あさぎり町は産地のになぜ屋外辺りにも喫煙所がないのかという話もできるのではなかろうかというふうに思いますけれども、今後の対策の一環として、はっきりと示された場合に、今後設置する屋外にですね。喫煙所を設置する考えがあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 私は、先ほどは申しましたようにですね。条件が許す限りのことはですね。あさぎり町としては、喫煙場所の設置をしていっていいんじゃないかという考え方ですね。それは先ほど申しましたように、やはりたばこ生産地でありますので、もちろん国の方針、健康面の配慮は十分考えていきますけど、その中で許していただける範囲内ですね。場所の確保はしていくと。そのほうが、あさぎり町は、

農家の皆さんとのいろいろと連携していく上で、そのうほうがいいんじゃないかなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい。喫煙者にとっては、大変ありがたい言葉でございます。是非ですね。そういうことで、今後の方向性につきましては、町長のほうからも一言、そういった口添えをお願いできればというふうに思っております。それと、小・中学校での対応、今後の対応ということになりますけれども、1カ所だけだったですかね。敷地全面禁煙というようなことで対応しているということですが、今後、どういった方向でされるのかお聞きいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） さっきから総務課長のほうも答弁しておられますけれども、小中学校ときましても、やはり敷地内禁煙というような方向で進めていきたいと思いますが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができるというふうにも先ほど説明がございましたが、ただ、設置の条件といいたいまいしょうか。いろいろあると思うんです。何メートル以内に煙がでないとか、いろいろあると思いますので、これにつきましては、今後、政令あるいは省令の動きがあると思いますので、それを見ながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 小・中学校におきましては、子供さんが通うというようなことで、特に今度の改正の中でも、子供さんや患者には特に配慮するというようになっております。その中で、小中学校のほうに屋外の喫煙所辺りを設けてくれるのもちよっとどうかなという気もいたすわけではありますが、そこら付近が、今年の7月からというようなことでありますので、造るに当たって、はっきりガイドラインあたりが示されてわかったときに、あるいは予算的なことも出てまいりますので、そこら付近は、ほかの小学校と言いますか、ほかの小・中学校と言いますか、そういったことで対応できるのかという話ですよ。3月のうちに人事異動もありますし、そこら付近、吸う方、吸わない方いろいろいらっしゃるんでしょうけれども、そこら付近をどういうふうにして7月までの実施期間に、どういうふうな考え方でまとめていくのかということをお聞きいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） やはりこれは、やっぱりたばこを吸う方、吸わない方がおられますけれども、やはりこう7月1日から施行ということですので、その線については、やはりきちんとした位置づけが大事ななというふうに思っておりますので、そのことについてはやはり遵守していただくと、敷地外でっていうようなことにつきましては、私としては、そこは慎重にですね。敷地外で吸うとなりますと、やはり集団で校区外で、地域外で、そういう姿っていうのは、教育上いかななものかというふうにも私は思っておりますので、そこはまた校長会等でしっかりこう話をしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、そのところは教育長もおっしゃったとおりですね。関係機関等で協議しながら進めて、是非、行かれています。よろしく願いいたします。次に、たばこ税の8,000万程度あるという話をしましたけれども、今、非常に帰省者あたりは、年々健康のためということもありましょうし、喫煙人口は減っているというふうに思いますけれども、たばこ税に関しては、割と横ばい傾向でずっときているわけでもありますけれども、今後の見通しとしては喫煙者は減る。その中で、そういったたばこ税については、今後どうなのかという見通しをですね。ちょっと税務課長のほうからお聞きしたいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●**税務課長（那須 正吾君）** 今後のたばこ税の見通しということですが、平成29年度と30年度1月末現在の売り渡し本数ですが、総数にして、95万6,902本が減少しております。当然、当然売り上げも減っております。今後は、この傾向が続くものと考えております。

◎**議長（徳永 正道君）** 豊永議員。

○**議員（8番 豊永 喜一君）** 本数が95万6,000本ほど減少していると、たばこ税額の金額にしては、いくらぐらい減るような見込みですか。

◎**議長（徳永 正道君）** 税務課長。

●**税務課長（那須 正吾君）** 同じく1月末の税額でございますが、平成29年度が7,900万程度で、本年度30年度が7,700万で200万円ほど減少しております。

◎**議長（徳永 正道君）** 豊永議員。

○**議員（8番 豊永 喜一君）** 恐らく今まで横ばい傾向できたのは、値上げ分だろうというふうに予想しておりますが、ネット関係で調べてみますと、いろんな世論があつてですね。最終的には、たばこ1箱1,000円ぐらいになしたがええばいという話がいろいろ出ております。結局、非常に1,000円になったとき、吸うとかいという話になれば、もう私も止めます。そういう議論になってくるんじゃないかというふうに思います。それだけたばこは害するものだという示されておりますが、議長の許可を得ましたので、ちょっとお見せしたいと思っておりますが、これは外国のたばこですね。こういうふうに、外国のたばこにがん患者の写真あたりも若干載ってるわけですよ。また吸うとかみたいな話ですよ。ですから、確かに健康に悪かた分かつとつとばってん、吸わずにはいられない。我々は命がけでやってるわけですよ。だから、そのことについても、配慮をいただきたいなということを言いたかつたわけですね。ですから、たばこ税あたりも年々減ってくるというようなこともありますから、一方では、是非地元で消費をお願いしたいということも言わないかん部分もあるというようなことで、相矛盾することがいっぱいあるものですよ。ただ、一方では、たばこは止める止める、一方じゃ吸いたいというどっちも意見のあるということを知って、是非お願いしたいというふうに思っております。それで次に、地方公共団体の責務についてというようなことで話をさせていただきたいというふうに思っておりますが、この中でですね。周知の啓発、喫煙専用室等の設置に係る予算・税制の措置、屋外における分煙施設というようなことで、責務に載っておりますけれども、今後、このことについて、地方公共団体の責務ということで、どういうことをされていくのかお尋ねしたいと思っております。

◎**議長（徳永 正道君）** 健康推進課長。

●**健康推進課長（松本 良一君）** 地方局公共団体の責務ということで、これは国とか県とかとも同じなんですけれども、周知啓発につきましては、国・県におきましては、テレビやラジオが新聞紙上等でも、周知されることと思っておりますけれども、町としましては、広報紙とか出前講座等を使いまして、受動喫煙による健康への影響、それから事業主の責務ですね。こういったことを周知していきたいと思っております。

◎**議長（徳永 正道君）** 豊永議員。

○**議員（8番 豊永 喜一君）** 細かいことまではっきりわからない部分が、まだあるというようなことでありますので、そういうふうに法が改正の周知啓発をですね。隅々まで行き渡るような周知の仕方をまたお願いしたいというふうに思います。たばこに関しては以上で終わりたいと思っております。続きに企業の農業参入につきまして質問をさせていただきます。日本の農業が、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加等の問題を抱える中、新たな担い手として企業の農業参入が、全国的に増加をしております。こうした企業の参入が、雇用創出等を通して、地域農業活性化に貢献していると想定されるため、参入した企業が撤退せず、農業を持続することが地域にとって重要であります。あさぎり町においても、企業の農業参入が見受けられますが、

様々な業種からまたいろいろな作物栽培が行われていますが、地域の担い手との連携と人・農地プラン計画等の位置づけ、現状と課題を伺います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） ただいまの農業に企業が参入するというような状況が見受けられますが、平成29年末で、全国的に3,030法人が誕生しております。その中で、熊本県におきましては84法人、球磨人吉管内におきましては、平成29年の調べになりますけど、17社が参入しております。あさぎり町におきましては4社となっておりますが、昨年1社参入されましたので、人吉球磨の地域振興局が、平成21年度以降に押さえている会社になりますと18社で、あさぎり町が5社というふうになります。その中で、いろいろと参入されている会社も努力いただいております、ある参入されたところは、耕作放棄地を主に活用されまして、薬草等の栽培をされているところもあります。また、収益を伴うことが一番、今後継続していくためには必要となってまいりますので、そういったところも、頑張ってくださいたいんですけども、全国的な新聞紙上の中では、2割から2割弱ですかね。2割弱ぐらいの企業しか収益を上げるに至っていないというような現状もありますので、そういったところで、また、耕作放棄地とか、荒廃農地が増えることも予想されますので、そういったところも、県と関係するJAとか、関係農協関係のですね。連絡会議を作って、フォローアップ等を続けているところでございます。毎年、そういった企業に対しましては聞き取りをしまして、経営状況関係の内容も毎年報告いただいておりますのでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） あさぎり町におきましては、現在、5社が農業参入しているという話がありましたけれども、この5社の中でですね。作物と面積と雇用人数わかりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 主な作物で報告させていただきますと、まず1社目が、栗を栽培されまして、2名の方を雇用されまして、3町ほどの3ヘクタールですね。3ヘクタールほどの耕作をされております。それから、次に薬草・ニンニク等の栽培されておまして、そこは2名の方を雇用され、やはり3ヘクタールの作物を栽培されておりますが、その中に福祉関係の方々、障害者の方々を雇用されて、除草作業などもされております。それから3番目の会社ですけれども、麦、大豆、コリンキーという作物、またほかにも作物を栽培されておりますが、そこは2名の社員がおられまして、4ヘクタールの栽培をされております。4番目のほうですけれども、お茶と米の栽培で、3名ほどの雇いで、全体で20ヘクタールを超える面積で、あさぎり町内では4ヘクタールというふうに聞いております。昨年参入されました会社におかれましては、5名ほど雇用されまして、失礼しました。2名ほどが従事されて、3名は、パートの方ということで、約30アールほどの作物を作られ、カンショを焼酎原料米のカンショを栽培されているというような状況になっております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 都市近郊の企業参入と違って、非常にまだあさぎり町においては、規模的には非常に小さいほうだろうというふうに思います。今からではなからうかというふうに思いますけれども、一つ決められることがありまして、一応、企業がですね。農地を確保する方法として2通りあるというふうなことで、一番目が農地所有適格法人を設立すること。二つ目が一般法人の農地を借り入れる方法があるかというふうに思いますが、この五つの会社のうちですね。どちらのほうに該当してやられているのか説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 今、農林振興課長のほうから説明しました法人さんにおかれては、農

地所有適格法人に皆さん該当されて行われております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 農地所有適格法人にいずれもなるというようなことでありますが、結局、ということは、農地の売買あるいは賃貸借契約においても、すべて農業委員会の許可を得て行っているという解釈でよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 農地所有適格法人になるための要件としてですね。事業要件、構成員要件、役員要件等の審査を経て、皆様、3条申請のもとで、適格法人と許可を得て、届け出をされておりますので、そういう解釈でよろしいかと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） そういうことで、農業委員会の許可を得て参入しているというようなことを確認させていただきましたが、恐らく5社につきましては、認定農業者あるいは人・農地プラン計画等あたりも、記載されているだろうというふうに思いますが、農業参入の目的というものが、例えば認定農業者の要件として、農業経営改善計画書を提出して、将来的にはどういった規模で何をしたいという部分が、記載する欄があるかというふうに思いますが、そういった目的、将来の目標あたりは、どういうふうに捕らえているか、把握されておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 直接、認定農業者になるためにですね。改善計画とかが提出されますけれども、この企業参入の場合に、他の町村で認定農業者受けられた場合に、これまではあさぎり町としましては、1年間の実績を見て、認定農業者とかに、認定をさせていただいておりましたけれども、農水省からの通達等もありまして、他町村で認定農業者を受けておられるのであれば、またあさぎり町内で農地を取得して、農業するために認定農業者の認定が必要ということであれば、それは認めてもよいというようなことになっております。ある程度、他町村の計画の中身を確認しながらするというので、内容的にあさぎり町内で、それが通じるかというようなところはありますけれども、5年間の認定の期間がありまして、3年目とかに中間の検査ではないですけれども、内容を確認するというようなことも農水省からもあっておりますので、そういうふうなところで、そこの企業の目標とかを目標、それと今後の展望とかも聞きながら、認定農業者としての認定を認めていきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 熊本県の杵島知事が、非常に企業の農業参入に対しては、積極的に後押しをされております。その中で、熊本県では平成21年度から29年度までに177件の農業参入があつてるといふようなことであります。農業の新たな担い手が生まれ、雇用の創出が進んだだけでなく、新しい栽培技術への挑戦や地域ブランドの創造など企業ノウハウを生かした特色ある取り組みが進められているというのが、県下の状況のようであります。ですから、確かにこういった側面がやっぱりあるわけですね。それで、今、現状聞いてみますと、まだまだ小規模というふうなことで、確かに収益という面では、なかなかもうからない部分があるのではなからうかというふうに思いますが、例えば新しい栽培技術であるとか、地域ブランドの創造あたりは、会社によっては、取り組めば非常におもしろいものになるのではなからうかというふうな期待感があるわけですね。でですね。こういった企業の農業参入が今後は増えるのかどうかは、この、今現在おっしゃる中での実績が、非常に左右されると思うんですが、ここでですね。まだ面積的には、非常に平均耕作規模程度ぐらいしかまだありませんので、地域の担い手といいますか、地域の農家との連携あたりはどのようにされているのかをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、あさぎり町に5社ありますけれども、上地区のほうにある会社のほうでは、周辺のですね農家の方々と大豆関係の栽培とかに協力をいただいているとか、またそういった大豆栽培した後の収穫につきましては、そういった大豆部会関係の機械を借りまして作業されるとかですね、そういったところも見受けられます。また食品関係の会社もありますので、そういったところからではところから農家の方々が栽培しました作物、で、やはり商品にならないようなちょっと規格外というものもあります。そういったものを利用して、そういった食品会社がいち取ってそれを加工してですね販売するようなことも考えられておりますので、そういった企業さんもですね5社の中で2社か3社そういうふうな考えも持っておられるところもありますので、そういったところで連携ができていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 今のお話をお聞きします農家との連携はうまくいっているほうではなかろうかというふうに思いますが、それならばですね、あさぎり中も農業関係の計画等がいろいろあるわけですが、こういった企業の農業参入をした場合に、計画にもう既にですね、将来はどういうふうな方向に持っていくんだという位置づけあたりをするべきではなかろうかというふうに思うんですが、ここら付近の考え方はどうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、今地域のほうで話し合いとか行っておりますけれども、その中で人農地プランというのが出てまいります。認定農業者になりますと、人農地プランとも非常に密接に関係しておりますので、そういった中心経営体というふうに位置づけて人農地プランにも登載することになりますけれども、今のところまだそういったはっきりとしたものはですね、物ができていませんので、そこは今後、地域の話し合いに参加いただければ大変助かるんですけども、御案内をしております。ただ、そういった地区の方々とですね、話しながらそういったビジョン関係を考えていくというところまでいたっていませんので、今後そういったところも大事にしながらですね、そういったそういう算入された企業さんが孤立しないとか収益を上げられて周辺の農家にもですねそれがいい影響になるようにそういった考えをそのビジョン等に乘せていければというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） したごしらえっていいですか、そこら付近は、地域の話し合いへあたりからですね始められて双方ですね、お互いの信頼関係が築けるような関係にならないと地域にもなかなかそこにとけ込めない部分もあるのではなかろうかというふうに感じます。ですから、今後ですね、恐らく面積あたりも拡大していくのではなかろうかというふうに思いますので、耕作放棄地いのですね利用なんてすごいことだというふうに私は思うわけですが、是非ですね、そういった後押しをされて計画に位置づけされるようにですねぜひお願いしたいというふうに思います。それと、逆にもう一遍もう一方では危惧するのがですね、農地の取得、あるいは賃貸借あたりができるということではありますが、これはですね資格を有していれば何でもありなんだということで許可してもらえば、今度は逆に後々ほかの方々が迷惑する場合も出てきますので、できれば農業委員会あたりではですね、許可後の追跡調査とか経営状況の調査とか、今今の土地なんかはどうなってるのか、またがしとかないような、そういった調査あたりをぜひお願いしたいんですがいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地所有適格法人にあつてはですね、農地法の6条第1項に毎

事業年度の終了後5月以内に毎年事業内容について報告することが義務づけられておりまして、その中に当該年度の状況、経営状況、それから役員とか構成の状況、それと過去3年間の経営売上高あたりの報告も入っております、これが3カ年で農業関係で過半を超えるということが要件の一つにもなっておりますので、その辺につきましては農業委員会としても確認をして進めているところです。です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） はい、そこら付近もですねしっかり把握調査をしていただいて今後の農業のですねご承知のとおり農業のほうも担い手の高齢化あたり後継者不足というなことも背景にありますので、十分な対策といいますかそういった関係を築きながらよろしくお願ひしたいというふうに思います。先ほど農振課長が言われたように、結局地域の話し合いあたりに参加してもらうことが1番肝要であろうというふうに話し合いによってですね、相互理解するというところで1番大事なことだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後になりましたけれども、愛甲町長におかれましては12年間本当にお疲れさまでございました。情熱と誠実さをもって町政に尽力されたことに対し感謝と敬意を表します。どうぞやめられたとも健康に留意され、ぜひラジオ体操も今も毎朝しよんなつとですか、それを続けてください。これで質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで8番、豊永喜一議員の一般質問を終わります。次に3番、加賀山瑞津子議員の一般質問です。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、3番加賀山瑞津子です。通告書に従い2点御質問いたします。1点目です。あさぎり町ふるさと寄附金を活用した今後の事業の展開についてと、納税寄附者への報告について1点目お伺ひいたします。あさぎり町は、あさぎり町ふるさと寄附金条例を制定し、対象事業を定め取り組んでおります。まず1点目、現在対象事業とされているものの、それぞれの活用状況と実績について御報告をお願ひしたいと思います。資料1としてタブレットに上げておりますのでごらんいただきながらお願ひしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、このふるさと納税はですね、総務省から過度な返礼品等だということですね、かなり制度の見直し等も、見直していいですかね、見直しですねあつてますけどあさぎり町としましては、この10台からですね30%をめどに返礼するという基本的な方針でやり方で進めてまいったところがございます。平成27年度実績で3,600万28年度が3,200万円、29年度はちょっと減りましてですね、2,800万というところでありました。これを何とかですね、30年度頑張ろうということで5,000万目指そうということですね、ふるさと申し込みの窓口をふやしたりしましてですね、5,000万は超えたと、今んとこ2月ですね、5,300万を超えたとこまでいってるという状況でございます。関係の皆さんたちがですね本当に努力して5,000万超えたとということで、まずは一つのラインを超えていくのかなと本当にうれしく思つてます。いずれにしてもですね、今後とも商品揃えをしながらですね、このふるさと納税がさらに増えていくように今後取り組んでいかなければならないというふうに思つております。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それではそれぞれの活用状況実績ということでございます。お手元のタブレットに今ふるさと寄附条例があると思いますが、この2条で6項目掲げてございます。この6項目についてですね、実績並びに活用状況を報告したいと思います。資料を送付いたします。少し小そうございますので、拡大しながらごらんいただければと思います。左のほうにですねそれぞれ6項目上げております。1番若者が残れる元気な産業が息づくまちづくりに関する事業から、6番の指定なしまでということでござ

います。表といたしましては平成20年度から30年度、2月25日現在ですけれども、その給付の件数と金額を上げているところがございます。そして

23年度から活用をいたしておりますが、活用についても、30年度までの活用額を上げております。活用の項目については、備考欄に示しているとおりでございます。ちょっと小そうございますので後でござんいただければと思います。ピンクの部分が合計でございまして、寄附の件数の合計が6,925件、1億6,331万6,998円ということで、活用を7,006万9,000円しておりまして、差し引き残高が9,824万7,998円となっているところがございます。ふるさと基金のほうはですね、これに利子分とかが入ってきますので、これよりも若干多くなっているところがございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、1項目ずつ説明があるのかなと思いましたが非常に詳しく整理していただいておりますので、また後ほど次年度に向けてですね精査するのに使わせていただきたいと思っております。実はこの対象項目が6項目ありますが、この6番目に、全各号に挙げるもののほか、町長が別に定める事業っていう項目がございますが、そこに該当している事業っていうのがどれぐらいの内容と金額で上げてありますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、この6番のところでございますが、平成28年度と平成29年度で800万円ずつ使っております。これにつきましては、こども医療費の給付金ということで800万円ずつ4年使っておりましてございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、ほんとにこの皆さんのですねお金をいただきながらまちづくりに使わせていただいているというこういう条例があるということは私はとてもありがたいと思います。この項目についてまた再度見てみましたら、解釈次第では結構幅広い内容に該当できる項目ではないか、例えば1番若者が残れる元気な産業が息づくまちづくりに関する事業、ほんとに若者っていうことが入っていればこれに該当するのかなとか、あと3番で助け合いに満ち安全安心快適が広がるまちづくりと本当にこの中で実は私この5番目あたりもいろいろ考えてみたんですが、2番目の質問のほうにも関係してくるかなと思う項目ではございました。地域のオンリーワンが輝き人がふれあうまちに関する事業ということは、このオンリーワンっていうのが人だけでなく、いろんな内容について言えるのではないかっていう気もしております。実はこの返礼品のスタートが27年の4月からということで書いてありますけれども、私も27年の12月にふるさと納税について一般質問させていただきました。返戻を取り入れてからの本当納税の状況として、その年が大体2,500万1番最初20年度は191万からほんとに加速度的に返礼品を使うことで金額が上がってるっていうのを感じております。あわせてその20年から26年度どういう実績だったんですかってそのときにお尋ねしましたら、20年度が191万5,000円多い年で423万5,000円っていう数字が出ておりましたので、本当にこう返礼品様々っていう形であさぎり町が執行部のほうの努力もあわせてですね、上手に乗っかれたのかなっていう気がしております。今六つの事業対象事業についてですね、まとめたものを報告いただきましたけど、この1番から6番の中で、近年の中で充実した事業というのはどの項目でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） 近年の中で充実したということでございますが、それは活用が多かったというふうに考えて考えたときにですね、活用額の欄、ピンクの欄がありますけれども、この4番、親子の笑顔があふれ子供が明るい未来に羽ばたくまちづくりに関する事業については、3,175万8,000円が使わ

れておりますので、ここに当たるのかなというふうにと考えるとございませう。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 質問がちょっと暗にな感じでございます。解釈していただきまして答弁いただきありがとうございます。それでは合わせまして、今後対象事業として、活用額がふえると考えていらっしゃる項目っていうのはありますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、やはり4番が使いやすいということなんでございませうけれども、例えば1番の項目ですね、4,300万残高がございませうので、この部分については今後活用を積極的に考えていかなければならないのならないのかなというふうにと考えているところとございませう。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（加賀山 瑞津子さん） はい、本当に4番については使いやすいということをおっしゃったんですけど、もしかしたら2020年のオリンピックや世界大会にですね、でる人が誕生するかもしれない。そのときですね支援っていうのも町としてできるんじゃないかと思っております。ぜひ今後もその柔軟な対応っていうのを考えていただきたいと思います。町長、ぜひこの町長の今までの思いも含めてですね、執行部に夢、思いをつないでおいていただきたいと思いますと思うのですが、このふるさと寄附金の使い方について町長は今引き継ぐ中でどうお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。いろいろですね、担当課あるいはそれぞれの課でですね工夫して活用していると思っております。また今後そうすると思っております。ただ一つだけですねこの中で、幸福駅あたりでですねかなり力を入れて皆様たちの理解も得てですね、なんて言いますかレストランも店もつくり直しました。少しずつお客さんも来ていただいているみたいですけどですね、やはりこの幸福駅を私は何とかですねこの球磨郡人吉で今観光を一生懸命頑張っていて、お客さんを来ていただくため動いてますので、あの場所をに、球磨郡人吉に来られた観光の方が、一遍立ち寄っていただけるそういう拠点になるようにですね、ぜひ今後ともしていただきたいと思いますと思っております。そこにその何らかのですねこのふるさと基金の一部を使ってですね、おもしろいなとマスコミの取り上げてくれるようなですね、そのようなものをしていただけないかなというのが1点であります。あと1点はですね実は昨日も質疑を受けましたけど、温華乃湯温泉ですねで相当このミニシアターの検討を今回させていただいたんですね。要するに、70人程度の座席の小さな映画館ということで提案しました。ただこれはですね、もういろいろ皆さんと協議をして、私は今後せきれい館あたりでもいいかなとですね、設備が整っていますのでね、そういうことで、もうこの岡原のあの場所での映画は取り下げていきたいということで皆さんに提案しておりますけど、ただですねやっぱり子供たちに大画面で感動的な映画の場所提供は、私は今回ずーっとこの検討していく中でですねこれをやっていらっしゃる選考される山都町あたりとも連携しながらですね、私たちは子供の教育といいますか将来自分の夢を持っていくとかですね、そういったあの映画を上映する、それから今ここに若者と書いてありますがですね、やっぱり何といいますかね段々ところ成功物語みたいなもんでね、いうことで事業でもいいんですけど、そういった関係の映画とかですねそういったものをですね私は運営資金としてこのふるさと基金の一応使ってですねそういう定期的な映画の上映をやってみたらどうかなどは思っています。今回ですね、もう岡原ではもちろん映画はですけど、皆さんがたもいろいろ勉強もしていただきましたけど、それはですね、何といいますかもうどんどんお金かけるんじゃないとですねまず試験的にですね、本当に1カ月に1回とか2回、私の子供のころは巡回映画があつてですね、本当にあのテレビのない時代でしたからものすごい感動いたしましたけれども、でも今の子供たちだつてやっぱりみんなでそういう本当に自分たちの将来を見つける映画とかですね、

心が非常に多感な映画とかあると思いますので、そういったことを今後この基金を使ってですね、そして今せきれい館ではなんて言いますかね、あれ、あそこにあるのはですねあれはプロジェクターなんですよ。だから画面荒いんですよ。あれを今回検討しますBCPというですね本当のデジタル映画の映写機、しっかりした解像度のがありますので、そういったのを設置して、そういうことをやっていくとすればですねほんとにあさぎり町のこの町が非常にまたいろんな知識を得ることできるかもかもわからんし、郡内にもですねそういうことを声かければ意外とあの場所で巡回映画が昔のみたいなものが定着して人が寄り合う場所になるかもわからないと思ってます。とりあえず二つ言いましたけど、こういったところにですね、このふるさと寄附金の活用があるのではないかなと思っていますところですよ。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（加賀山 瑞津子さん） はい、今までもですね、町長はさまざまな場面で挑戦をされてこれました。今また熱い思いですね。夢を語っていただきましたけど、今の言葉っていうのは私たち議員にも届いておりますし、ぜひ執行部とですねその夢を形にっていう形でやっていきたいと、また心強く思いました。それではこの2番目、条例の追加項目のところに移りたいと思います。今までもですね、町としてはその文化財への対応っていうのをさまざまやってきていただいております。今回このふるさと寄附金っていう中にこの質問を入れたのは、今回、町外の方にもあわせて支援をしていただく一環として、どうか解釈でできないだろうかっていう思いがございました。しかしこの項目につきましては、文化財と関連施設等の支援、保護維持管理っていう項目につきましては、今までも必ず政教分離という大きな壁にぶつかっております。私が議員になりました平成24年から30年までの30年の12月までの間にですね、文化財、伝統芸能、日本遺産というキーワードで、同僚議員私も含めまして15回の質問がっております。私も今回で5回目この文化財っていうことを述べるわけですけど、私が議会に入りました初年度24年の6月には、今の徳永議長がですね、文化財の補修等の負担軽減ということで質問されております。また26年の9月には、山口前議長も貴重な資料の子社寺群の維持管理について、計画的な調査の実施をしてほしいという今日なんか聞いたのと同じような内容でしっかり質問されてそのときも執行部はぜひ検討しますという答弁をいただいておりますので、今回ふるさと寄附金の中ではありましたけれど、今までを振り返ってみるという意味で、非常に私としても振り返りになっております。タブレットの資料としまして、阿蘇神社の写真を添付を阿蘇神社に対してですね、阿蘇中央高校の演習林の材木がっていうのがありましたのでちょっと添付しておりますので資料をごらんいただきたいと思っております。先ほども政教分離と申しましたが、この資料についてはですね、すいません。これではなくて、この次になります。新聞記事の資料になります。はい。今、送っていただいた分ですが、線を引いてる部分なんですけれど、本震で倒壊した拝殿は未指定文化財で再建費約6億4,000万円の半額をここらだったんですけど、寄附者が税の優遇措置を受けられる指定寄附金制度で募っているという一文があったもんですから、これは私たちの町のふるさと寄附金の中にも入れられるのではないかっていう思いがありまして今回の質問項目に入れましたが、検討課題として町としてはどうお受け取りでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、寄附者が税の優遇措置を受ける指定寄附金制度ということで、これは阿蘇神社が行った寄附ということで、ふるさと寄附とはですねちょっと制度が違いますので、若干厳しいのかなというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（加賀山 瑞津子さん） はい、実は私も経済部のまちづくり課のほうに電話いたしまして、しましたら神社が手続をして寄附金の受け入れ先となっているっていうことも伺いましたが、新聞を見た限りではで

すね、これは使えるんじゃないかっていうのをちょっと先に思ったものですから、ただそのときに担当課の方とお話をしたときに、例えばその受け入れ先が保存会であったりということであればできるのではないかとヒントをいただきましたので、ぜひこれは町として、私たち議会として、一つのまた検討としてよいのではないかっていうふうに思っております。次の項目としまして先ほど出していただいた資料です、今の現状というところでもう一度皆さんに見ていただきたいと思っております。3枚ございますが、町内の神社、お社の写真、あえて名称を入れておりませんが、まだしっかりしている建物だと思うんですが、上のほうの屋根がコケむしている写真であったり、3番4番の写真におきましては、ほんとにこう懐かしい日本の原風景が残されているところではあります、今電柵がありまして、ここまでちょっとなかなかたどり着くことができませんでした。3番目がこの間地域の方の中で改修された5番目の写真、そして6番目は鍵がかかっているの中には入れなかったのですが、何かこの上です、公民館の一角にまだ仏像が安置されております。今回です、教育課のほうにはちょっとお知らせをしたんですが、文化庁が文化財保護法の改正を行って31年の4月1日から施行となるということがございますので、また、この後です、新年度にまたこの内容についてはやっていきたいと思っております。政教分離というのが日本国憲法にうたわれたのは、第2次世界大戦後の1945年、町内の仏像は鎌倉室町時代古くは平安時代から鎮座されていらっしやいます。平安時代という794年でマッカーサーもGHQも全く関係ない時代からこの地にいらっしやいます。憲法のもとでの日本、しかし身近な仏像が持つ歴史の重さを考えますと重要な課題だと思いますので、また新年度またじっくりと取り組んでいきたいと思っております。一応今の執行部の中では寄附金の中に入れるのは難しいというところで答弁をいただきましたので次の3番4番に入ります。納税者への報告、それと町だより議会だよりの配布についてあわせて質問いたしますが、27年の12月に一般質問をしました折に納税者への報告については、PR返礼品のフォローについてはふるさと振興社のほうで対応していただいているということを答弁をいただいておりますが、昨年よりさとふる、ふるさとチョイスとふるさと納税サイトを一つが二つということで増やしていただき、選ばれるまちのPRに努めてもらっておりますが、リピーター2回以上とか毎年ふるさと納税をしていただいている方の件数とかってというのは町は把握されているでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、申しわけございません件数については把握しておりません。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、リピーターの数はわからないということですが、ふるさと納税をされた方に返礼品を渡される際に、その方々の声というのはどういうものが上がっているのか把握されていらっしやいますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、大変おいしかったという、例えば馬刺しとかです、返礼品として差し上げたときに大変おいしくてですねふるさと納税しなくてもどこで買えますかとかそういった電話があったりはございます。ただやっぱり農産物等送りますので、そこに受け取りまで時間がかかったりしてですね、ちょっと傷んだりすることもございますので、そういった場合にはまた送り繰り返すとかです、そういったことですね、なかなかいい声もありますけれども、悪い声のほうが多いということでございます。今のところはですね、以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、前回のですね27年の12月に質問しました折には、ほんとにふるさと振興社さんのほうです、きめ細かな、あとの返礼品のフォローとかもしていただいていたって

う現状がございますので、私はあのときにほかの町村よりもあさぎりはクレームが少なかったなっているのを感じておりますので、私はこのリピーターの方を把握していただく。そして、返礼品を受けられた方の声をしっかり受けとめるっていうそのお互いのキャッチボールっていうのがまた次のですねリピーターにつながるのではないかと考えております。今回その準町民としてっていう項目を入れておりますが、例えばその、皆様のそういう声とか、ふるさと納税を対象事業の状況とかっていうのを町政だよりまたは議会だよりとして納税者の方へお知らせするっていう考え、今まで取り組んでこられたこととかありましたらお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、ふるさと納税につきましては、その結果のお知らせ等につきましてはですね、28年度は広報紙で行ったところなんですけれども、広報紙でありますと全国に行き渡らないということで、29年度からはホームページのほうで行っているところがございます、納税された方へのお礼というのはですね、返礼品の中に御礼状を入れて差し上げている。もしくは多少でございますが年賀状をその年にさせていただいた方に出しているというふうなことをしているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、私はですねこの以前まだ返礼品がないころだったと思うんですが、あさぎり町に給付したばってんあとどぎゃして使いになったかいちょっとわからなくてもうよかせんって言われる声を何人かお聞きしました。私はぜひ寄附をいただいてありがとうございますじゃなくて、あのいただいたおかげで今度オリンピックに出るかもしれない子達の全国大会のお金に充てました。また御支援をお願いしますとかっていうと私はさっき町長が夢を語られたときのようにあっそうだな私たちも頑張ろうという気になると思うのですが、今後の取り組みについて町長いかがでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、せっかくですね、ふるさと納税していただいているわけですから、やはりこの方たちがやっぱりこのあさぎり町とですね、何らかの縁といいますかねがあつてそしてつながっていくその後つながっていくという取り組みは非常に大事なことだろうと思います。かなりの方々はですね、やはりそこにある返礼品ですね、いろんなものを見て、これ欲しいなということで納品し、ふるさと納税やっただいているものと思うんですけど、先ほどの中でですね、これメモしてましたけど、リハビリじゃないリピートですね、リピート、毎回あるいは時々この私たちの納税を選んでいただいている方の見きわめは仕組み上そんな難しくないのであればですね、私はこれやってみる必要があるかなあと思ってメモをしたところです。やっぱりその一過性じゃなくてですね何とかしていただける、それはその商品の魅力なのかこれはあさぎり町に対する魅力なのか、それがわかってきますのでですね。あさぎり町の出身の方がいっぱいいらっしゃいますから、その方たちは、やっぱりリピーターとしてですね、何度もしていただいているかもわかりませんですね。それは今後の取り組みとしてですね、担当のほうで検討してみたらいいんじゃないかと思えます。いずれにしても今後ともですねこのふるさと納税は、本当にいろんな意味で町のPR活性化につながるものと思っておりますので、これからもですね引き続き各担当の人たちにはですね継続して前向きに取り組んでもらうようにですね町長退任に当たってもお願いしていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。（3）番についてはいいですか、それで。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 今③、すいません3番4番合わせて質問をいたします。

◎議長（徳永 正道君） まだ長引きますか。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 休憩ですか。

◎議長（徳永 正道君） はい。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） あと1分。はい、あさぎり町に寄附をするのは返礼品がすぐれているから、それが目的なので町の広報紙とか議会だよりは要りませんと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが。しかし、もちろんふるさとへの思いを持ってふるさと納税をしてくださる方が私はほとんどだと思います。皆さんに町の情報、お礼の際にどういう使われ方をしています。いただいたお金をこう使いましたっていうことをですね、お知らせすることが返礼品だけでなく、町に関心を持っていただけることにつながると思っております。どの町でも返礼品がよければいいではなく、あさぎり町がとても魅力的だから関心を持ってもらうという意味では、私はもっとこのふるさと納税にかかわってくださった納税をしてくださった方たちにもっともっとPRをすべきだと思います。先ほど町長のほうからですね、リピーターの見きわめを行っていくっていうことを言っていたきましたので、是非そこから次に、じゃあその方たちが何を求めているのかというところで検討するで終わるのではなく、場面によっては広報紙と一緒に添付していただくという面もですね新年度に考えていただきたいと思います。1番の質問はこれで終わります。

◎議長（徳永 正道君） それでは質問中でございますけれども、ここで休憩をいたします。10分間の休憩です。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時54分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、それでは通告書2番に入ります。町に町の暮らしのハンドブック（仮称）作成について。あさぎり町の条例や規則の中には、町民の生活に密着したたくさんの情報が網羅されております。しかし、一般町民の方に読んでいただいても内容が容易に理解しづらい点がございまして。町民にわかりやすいみんなが恩恵を受けられるような暮らしのハンドブック（仮称）を作成し全戸に配布することはできないでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、暮らしのハンドブックですね、最近郡市ではですねある町村で人吉新聞とかに載ってたんですけども、暮らしの便利帳というのをつくるといって調印したとかというのが新聞に載ってたのを見たことがございまして。多分それのことかなと思っているところございまして、実はあさぎり町でも平成2016年にですね1回つくってありますので、この間つくったところの業者さんから電話がございまして、来年度いかがですかということでございまして、来年度町長も変わりますのでお願いいたしますということで今御返事を差し上げているところでございまして。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、実はあさぎり町にも暮らしの便利帳があるっていうのは私も調べております。S社さんのほうにさせていただいております、2016年12月発行ということで掲載情報が2016年4月現状と現在ということで、最終更新が2017年8月8日、全くもって新しい情報誌になっていないなあというのは確認しております。しかし、それでは今町の情報全般提供の現状はどうされているのでしょうか。お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、議員も御存じのとおり広報紙及びホームページということになります。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

●企画財政課長（片山 守君） 申しわけありません。回覧とかもございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） タブレットのほうに参考資料といたしまして添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。あさぎり町の広報紙2月号3月号の表紙、それから内容のお知らせのところちょっと縮小しておりますので大きくして見ていただきたいと思います。そしてあわせて担当課を主にしまして、紙媒体の資料っていうのを町が対応していただいているのをちょっと載せておりますのでご覧いただきたいと思います。非常に町としてはですね、いろんな方法で取り組んではいただいておりますが、こういう町民の声があったので今回書いたわけですけど、広報紙は毎月配布をいただいておりますが、手にとっては見ているけれどあとになって見とらんかったとかですね、冷蔵庫に貼ったけど紙ばなくしたもんでということで期間限定締め切りありの分に関しては間に合わなかったんだっていう声も町民の方から聞こえておりますが、その次の手として私はハンドブックが必要ではないかと思っております。前回の一般質問の折に子育て支援情報誌っていうのが町としてつくっていただいているっていうこともありました。今回町長置き土産として暮らしのハンドブックっていうのを切り上げで考えられるお気持ちはございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい今回ですね加賀山議員のほうから質疑があるということであの町課長の人たちと確認しあったところですけども、先ほど担当課長が申し上げましたようにですねあのスポンサーを募ってですね町のお金を出すことなく、この暮らしの手帳を作る方法があるということでもありますので、それからもう一つは先ほどお話あったように、かなりもう前の発行で古くなっていますので、この機会に見直そうかということで担当課長申しましたようにですねスポンサーを集めてやっていただく業者の方との日程調整等がついた段階ですね、この取り組みをしていただければと私はそういうふうに思っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、町長おっしゃったように担当課長がおっしゃったように、新年度に取り組んでいただくということですが、ほんとに昨日ですね5番議員のほうからも行政サイドで手引書などの冊子を配布してはどうでしょうかということがありました。インターネットであったり、ほんとにいろいろ今ホームページであったりというのがあるとは思いますが、やっぱり相手の方が使いやすいっていうのを考えると、町民の方には細かいところはなかなかわかりづらっていうのが現実でございます。大事なところはさまざまな形で行政にかかわってほしいという中で、私としましても、やっぱりこうホームページとかインターネットっていうのにあわせて、やっぱり必要な方には高齢者の方が多かったりっていうのでインターネットに手が遠い方もいらっしゃると思いますので、やっぱり手にとって使える冊子っていうのもあわせて検討いただきたいと思っています。資料の中にですね人吉市の生活便利ハンドブックっていうのを添付しております。私はこの中で1番いいなと思ったのが表紙だけの写真ではございますが、表紙にQRコードっていうのがついております。なかなかあさぎり町の60ページにわたる暮らしのハンドブックがつくっておりますが、それを60枚全部紙媒体で出すっていうのは大変だと思いますので、まずは執行部と合わせて何をお伝えするのに出したほうがいいのかっていうのがありますが、このQRコードっていうのは私も自分の名刺の裏にですね小さくQRコード入れておりますが、ほんとに便利なものです。ですから、ぜひこの中のこのページでQRコード入れてるだけでできますし、今後そういうのをつくられるときにはQRコードをしっかりと活用してっていうのも今後はあるのかなと思っています。先ほどその地域情報サイト等とのことと言われましたので、行政と民間の共同事業ということで、ぜひ情報はたくさん費用は安くということで頑張っていただければと思います。そしてあわせて私はどうしてもやっぱりそういう冊子つ

ていうのはどうしても必要になってくると思いますが、その件も含めましてまた新年度予算の中で御相談していきたいとは思っております。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、先ほど町長も言いましたとおりですね民間のほうからということでございますので、新年度予算には上がってこないのかなと思っております。前回の部分がこういう形でございますけれども、同じようなものが紙でできるというふうに私は考えております。そして当然QRコードもできて本町のホームページでも見るができるようにしていただくというふうには思っているところでございますので報告いたします。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、これは1番にも関連したところで、当然新しい情報サイトにはふるさと納税のところもつくのであれば、そこでまた活用状況についてもですね、よりお返しできるのではないかと考えております。今回2点について質問いたしました。先ほど先輩議員のほうからもう30回と町長とやりとりをしたとおっしゃったので私も数えてみましたら今回で28回でございました。町長が今日も議場に飾ってありますリュウキンカの花、先輩議員が飾っていただきましたけど、花言葉が必ず来る幸せ、また龍金獣帯鏡も持つものに幸せが訪れる、ここに着目をしていただい待ちづくりに取り組んでいただいた町長、幸福の町づくり、今後も私たちも執行部とともに引き継いでまいりたいと思います。そしてまた、ぜひ町長には地元寺池の住人としてお力を発揮していただきたいと思っております。そして健康づくりの一環として、昔取った杵柄で町内ボーリング大会に参加していただき優勝を目指していただきたいと思っております。これで質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで3番、加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。次に、10番、皆越てる子議員の一般質問です。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番、皆越でございます。皆さんお疲れのところ、今年平成30年度3月定例会最後の登壇というなことでございますので、皆さんがたの御協力をよろしく願いいたします。今回はですね、私の実践と実感をもとに質問させていただきます。質問に入ります前にですね、まずもって丸池入り口にですね、立派な看板の設置をいただきました。まことにありがとうございました。場所もよくですね、こられた方もまず看板を見て奥のほうまで行ってみようかなあということになるのではないかと思った次第でございます。そこでですね、奥までたどり着いての質問になりますが、同僚議員のですね録画配信を改めて見てみますと、私たち議員は質問席の背中後ろ姿だけしか見えません。なんの変わりばえもしません。けれども録画を見ましたですね、登壇の表情手振りそぶりも見ることができ、熱の入った議論を再度確認することができます。録画配信のよさを改めて感じた次第でございます。前回ではですね、管理が丸池リュウキンカについて、前回では管理ができているという発言でございましたけども、次期また男と女の目線によって異なるのでしょうか。要旨といたしましては記載のとおりでございますが、平成29年度3月議会同僚議員も執行部にただしております。1年間のですね動きを働きを顧み検証する必要があると思ひまして質問させていただくわけでございますが、といいますのも平成30年のですね12月8日、午前9時30分よりボランティアとして地域婦人会も参加していただけないでしょうかというようなことで、丸池のリュウキンカが実践している草取り、草刈りを実施いたしました。参加者も少なくですね風も吹いて寒く湿地沼地ですので、長靴履き背中にはカイロを張って午前中頑張ったわけでございます。そんな中、可憐なリュウキンカが寒さにも負けずあちこちに咲いております。私たちの心を和ませてくれます花言葉必ず来る幸せ、町の象徴の花でございます。あさぎり町に自生しているという花でとても貴重な花というようなことでございます。そのときのですね、今を見てリュウキンカに申しわけない、そんな気持ちでいっぱいだし

た。参加者との言葉にもですね、もう少し手入れが欲しいなということが発しまして、執行部へ申しあげたらというような意見もいただきましたので、町民の声としても質すということに至ったわけでございます。私のもですね通告を受けて、教育課等も現状現場を把握確認されたことと思います。まず率直なお気持ちをお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。先ほど加賀山議員からもですね話があつておりますように、議長席の横にですね、本当に今懸念されているリュウキンカの花をですねこの議会にも提供いただきまして本当にありがとうございます。葉っぱもですね、青々しく可憐な花を咲かせているこの、花を見ながらですねこれがあざざり町の天然記念物町の花ということで、花言葉ですね、すばらしいものだと思って改めてこの花を町花にしたことをですねよかったなと思つてるところでございます。私もですね正直言ひまして、時々リュウキンカの丸池は気になりますからですね、見に行くんですけど、この度も実はちょっと行ってみましたが、今のままではちょっと寂しい状況ですね。皆越議員も地域の方とボランティアで池の手入れをしていただいたこととあります。今行ってみますとですね、なんていうのかな株がこう膨らんでぼつんぼつんぼつんとありまして、そのいわゆる水が来ているところもありますし、水が来てないところでも結構ですね大きな株がある。でもちょっとかわいそうだなあと思つて見たのはですね、リュウキンカの株がですね結構あるんだけど、かなりの部分と申しますかねが枯草の下に膨らんでるんですよ。だからこれはいわゆるリュウキンカの葉っぱが芽吹くときに、芽吹く前にこの枯れ草を全部とっていくと。そうするとその次からはすべての株がですね、きれいにでてできるんだらうなと思つて思つたところです。いずれにしてもですね町の花ということで、ほんとにあの大事にですねこれからもこの公園がですね池が、本当にきれいなリュウキンカが咲く場所になればいいと思つてるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、まずはリュウキンカの先ほど町長からございましたけれども、ボランティアでしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。丸池リュウキンカにつきましては、昨年の3月の議会でも一般質問をお受けいたしましたのでございますけれども、29年度の途中まではシルバー人材センターのほうに除草等の管理委託をお願いしてるところでございます。ただ、何せ重労働っていうこともございまして、沼地での作業ということでもう年齢的にも厳しいということでの御相談がございまして、29年度につきましてはその当時の専門員がその後を引き継いで除草を冬場にもかけまして行ったところでございます。で30年度におきましては、では今後の管理はどういうふうにしていかうかということころでございますね、シルバー人材のほうができないということであれば造園業あるいは業者さんのほうにですね委託を行つて管理しようということで、30年度におきましては造園業の業者さんのほうに委託をしているところでございます。委託の内容につきましては、当然人力での除草、それから機械での周辺の草刈りですね、そういったものを委託をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。それではですね教育課としてですね、何回ぐらいいあそこの現場の状況を把握されておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、私のほう、実際年のほう年間昨年30年については3回ほど見に行った記憶がございまして。あとは担当のほうと担当のほうも足を運んでいるはずでございますので、あと管理者の方とのですね打ち合わせも担当のほうで行っているかと認識しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。よくですね足を運んでいただいているということがわかった次第でございます。やはり春夏秋冬ですねやはり足を運ばれてみられるのも確認の意味でいい方法かなと思いました。近くの方ではですね、散歩コース、ジョギングコースとして農道を利用しているということもお聞きしましたので伺った次第でございます。タブレットの写真で御確認できると思いますが、池のですね、中を散策する木道がですね何カ所か設けてあります。木道の傷みがすごいですね、とても散策できるような状態ではないと言っても過言ではないかと思えます。ボランティアの作業時にもですね、木道を通り作業しましたが、危なくていらいらするんです。またカラーの花もですねあちこちにふえまして、木道に追いかぶせている状態でもありました。まず最初にですね、木道をどうかしないといかないかなあというそんな思いもしたわけでございます。湿地沼地に強い木材等もですねうちは木材の町でもあることから、専門家を交えて検討していく必要があるんじゃないかなそんな思いしておりますので、どうか検討されたかどうか、その辺のところをお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、公園内に入る木道ですね、今写真の1番のほうにございますのが南側の沼地ですね、1番水が湧くところでございます。この中の除草作業を行う際にですね、本年度業者さんともちょっと打ち合わせをさせていただいたときに、作業する際にこれがあつたほうが作業がしやすいということですねお話を聞いております。ですので散策するためにはちょっと厳しい部分がございますが、作業を行ってもらう上では残しておいたほうがいいのかというふうに感じたところでございます。ただ確かにこのまま残しておいても危険な部分っていうのもございますので、この辺は今後ちょっと業者さんとも協議をさせていただいて、公園内を散策される方のことも考慮してですね、検討をさせていただければというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、4月5月ともなりますとですね、近隣の方多方面からですね、このリュウキンカにおいでになる方も多いかと思えますので、その辺のところもですね注意書き等もしながらですね、木道の管理には当たっていただきたいなそんな思いもしたわけでございます。業者さんと話し合っただけということではございますけれども、なるだけ早い時期に方向を定めたほうがいいんかなあと思えますのでその辺のところはいかがですかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） ただいま御提案いただいた注意書きの件ですね、これにつきましては、早速できる部分だかと思えますのではい、注意書きの看板を立てたいというふうに思っております。でこの辺のこの木道の撤去につきましてはですね、当然ほかの部分についてはですね撤去を相当な場所に道がつくられておりましたので危険だった場所についてはですね、すべて撤去をして横のほうにまとめて置かせていただいているのが現状でございます。ですのでこの沼地の部分についてもですね危険ということであればちょっと撤去のほうで検討させていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。先ほど申しましたように撤去って先ほど課長も言われましたとおり、やはり木道でもいいかなあという撤去するよりも作業がしやすいというような業者の方での意見でありましたということではございますので、やはりうちは木材の町でございますので、湿地っちゃうか沼地に強い木材がありましたのですね、その交換でもできるかなあと思いましたのでその辺のところも御検討をお願いしたいと思います。またですね、湿地帯のほうにはですねリュウキンカも点在しております。先ほど町長も言われましたように、枯草があるところっていうのはちょっと語弊があるんですけども、

やはり沼地ですね片隅のほうにですね、リュウキンカの花がぽつぽつと咲いておりますので、それをですね、この沼地のほうに1カ所に移植というか植え替えっていうかそういうことはできないものか、その専門家と話し合った結果はいかがでございましたでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、文化財保護審議会委員の中にもですね、中に植物に詳しい方もいらっしゃいまして、その方にお話をお聞かせいただいたところでございます。確かに今の時期ですね、非常に水も少ない時期でもございますので、非常にこの散抜とした状況ではございます。あるんですが、4月中旬からの開花の時期ですね確認いたしますと結構な量が花が咲いているのは確認できるところでございます。ですので、いわゆるここは自生の最南端ということでございますので、なかなかそういった移植っていう部分ではですねどうかかなという部分もございますが、その辺につきましてもまた委員のですね御意見を伺ってまいりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。やはりですね免田町時代にですねやはりあそこを管理していた人がお亡くなりになりまして、その管理する人がなくなったというようなことでございます。やはりその食物専門家の方がですね後継者をつくっていただくとよかったですでしょうけれども、やはりそういう点からも欠けていたかなというそんな思いもしました。やはりあの自然なものですからやはり点在するのも仕方ないかなというその考えもおり持ちますけれども、やはり一緒に沼地にかたまるちゅうかそのようにかたまったらいいかなあというような感じもしましたので質問させていただきました。それとですね前回の答弁でですね、町長が自分の名刺にもリュウキンカを印刷してある。PRにも努めるているというようなことでございましたが、どういったことを実施されておられますでしょうかお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 特にそのPRということではございませんが、やはりこう対外的な場面におきまして、例えば自分たちのいろいろなサークル等を紹介したりするときに、リュウキンカという名前を使わせていただくというようなことは今まで私も経験しておりますし、いろいろなスポーツイベントのチームもリュウキンカという名前で出たことがございます。そういう形でPRは少しさせていただきました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。私もですねちょっとPRでどういうことをされてるかなとそんな思いもしましたものですから質問させていただきました。ですけども、学校給食のですね配達車にもリュウキンカがかざしてあります。深田地区にあるですね食と農の人総合研究所にもリュウキンカの里という名前があります。また社会福祉法人の東洋会会にもですねりゅうきんかというような平仮名で示してあります。ほかにもですねこのリュウキンカっていう名称があるかと思っておりますけれども、私もそのくらいいいし調べておりませんので、ほかにそういう御存じであったらお知らせをお願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今言われた議員が言われた部分でのリュウキンカを使用されている部分っていうのはあるかと思いますが、そのほかについてということに関しましてはちょっと把握していないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。リュウキンカという言葉を使っているとあの花を思い出すというようなことで心も和むというようなことで、私も聞いて名刺にはリュウキンカをかざしているというようなことでございます。球磨郡の中心部であるということを町長はよく言われます。必要

とするところにはですね、町民が一体となって保護し守るべきところには予算も計上し必要と思われましょけれども、顧みますとですね平成10年度環境庁の助成を受けて環境保全施設整備事業により整備されたというように丸池のリウキンカがの池が整備されております。平成15年合併後ですね、その後の管理費に費やされた金額についてはわかる範囲内でございます。いいですけども、どのくらいの金額を費やして整備をされたのかな整備をされておられるのかなということを思いましたので、金額おわかりであればお示しいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 合併してからはですね先ほどお話いたしましたシルバー人材への除草作業等の委託金、これは恐らく二、三十万のものだったというふうに考えております。現在業者さんのほうにお願いしているお願いしている金額が約75万ほどだったというふうに認識しております。それから看板等につきましては、昨年的一般質問をお受けした後にですね改修させていただいております、この看板のほうで二つで20万ほどかかったかなというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。私がですねなぜこの金額の質問をしたかと言いますもですね、町指定の天然記念物としてですね昭和49年の3月に指定されております。それからですね平成10年度に環境庁の助成を受けてあそこが整備されたというようにございまして。後ですね、20年が経過しておるわけでございます。専門家を入れてですね、予算等も計上しながら順次ですねあるいはまた早急に整備を進めていくという考えはございませんでしょうか。先ほどから木道のこと、地域の周辺のことについても触れてはいたしましたが、あの一帯をですね、もう指定を受けてもう48年が経過しております。やはり免田地区でも頑張ってください平成10年にああいった整備をしていただきました。そして合併いたしましたもう20年が合併して20年が来るというときにですね、やはりあの免田町時代の人の心を思うときに、もう少し整備した方がいいかなあというような懸念がしましたので、あそこに少し投資していただいて周辺の整備も考えられないものかなということを思いましたので、その整備についてはどう考えましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、ありがとうございます。丸池リウキンカも町で管理する町指定の文化財でございます。ですので、ここの管理のあり方、また今御提案がございました木道ですね、あり方、それからあそこにいらっしゃいます花を見にいらっしゃいます方々のいわゆる観光といいますか、中の観光の仕方やり方ですねあり方という部分について、文化財保護審議会がございましてそちらの委員さんの方々の協議をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、是非ですね。あの一帯周辺を整備していただいて、球磨郡の中心であるあさぎり町でございますので、どうかですね予算の計上というか予算もですね、投資していただいて、教育課でもですね、いろいろ検討していただいて、必ず来る幸福の花をですね、みんなで守って、いつの日かですね、私もリウキンカがですね、丸池の中に浮かんで、外部よりですね、周辺よりライトアップするライブアップしている現状をですね、想像しながら、これで質問を終わりたいと思います。次にですね、小中学校の環境への取り組みについてお尋ねいたします。質問はですね用紙のとおりでございます。質問に至った要因を少し話してみますと、ある地区のですね登校班と登校する際に2年ぐらい前でしょうか、使い捨てのですね買い物袋をもって自分たちの登下校する道路をですね、空き缶チリ等を拾って登校していましたが、このところですね、全然そういった姿を見かけませんのでどうしているんだろうなというような環境問

題について学んでいるのかなあというような思いがしました。そうしたところですね、30年の年末人吉球磨広域行政組合のですね。人吉球磨クリーンプラザよりごみ分別アプリと平成30年度の下に開場案内とごみ環境子供作品展優秀作品が掲載された両面刷りが戸別に配布されました。改めて小中学校での取り組みを確認することができました。私もですね。あさぎり町選出議員として人吉球磨広域行政組合の定例会が人吉球磨クリーンプラザ大会議室にて開催されますので、各学校小学4年生の作品が展示されているのを目にするんですが、今回はですね、あさぎり上小学校4年生の作品標語の部で、「見ないふり しないでひらおう 小さなごみ」が優秀賞に選ばれていましたので、嬉しい気持ちと自分を見直す良い機会ではなかったかなと反省の至りでございます。まだ以前にもですね。このタブレットに表示しておりますようにポスターとか標語についても、あさぎり町内小・中学校で優秀賞作品が出ているようでした。現在のですね小中学校への環境への取り組み状況をお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 環境教育につきましては、学習指導要領のほうにも位置づけてあります。最終的には環境問題をみずからの問題としてとらえ、主体的に行動できる態度や実践力を身につけた子供たちを育成していくというねらいのもとに、それぞれ小・中学校で環境教育を実施しております。具体的にはまずは、水俣に学ぶ肥後っ子教室ということで、小学校5年生の児童を対象にしまして、水俣病資料館、環境センター等で学んでおります。それから中学校1年生におきましては、集団宿泊教室がありますので、芦北のほうに行っております。その折に1年生のほうも環境センター及び水俣病資料館のほうに行っておいて環境について学習をしております。それから学校版環境ISOという取り組みもしております。このISOというのは、児童生徒と教職員が話し合いをしながら、環境活動を実践していこうというような取り組みでございますが、具体的には減量化、それぞれごみが出ますので、それを計量して、そしてそれを記録して行って、実際数的にどれくらい減ったかということも取り組んでいくというようなところもございます。それから先ほど議員がおっしゃったように環境教育に係る標語ポスター、それから作文等の応募等に応じております。そういうような今のところ実践をしておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今教育長のほうからある程度の教育について答弁ございましたけれども、各教科等においてもですね、それぞれ1年生から6年生までの間に生活科であったり道徳の時間を通してですね、授業の中でも環境の学習しているところがございます。また、先ほど5年生につきましては水俣に学ぶ肥後っ子教室というところでの環境学習をしているということでございますが、4年生におきましては、これは各小学校を全部の学校が行っておりますけれども、4年生のほうで社会科見学といたしまして人吉球磨のクリーンプラザのほうと、あとは球磨川の上流浄化センターのほうですね。こちらのほうに社会科見学で行っているところがございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、小・中学校の環境への取り組みということで町民課としましては、子供さんがたに対しましての取り組みをお伝えさせていただきたいと思っております。まずくまもと環境出前講座というのを、行っておられますので、30年度は上小学校5年生を対象に人吉球磨の地球温暖化防止推進員さんという方々がおられます。あさぎり町にも1名いらっしゃいます。その方と県の環境立県推進課が主となって出前講座を開催されました。その中に町からも参加をさせていただきまして、ごみの状況とかそれからプラスチックごみの影響で海の生物等に大きな影響を与えているというようなお話をさせていただきました。それから29年度から始めましたけれども、大人だけではなく子供さん方にも環境への関心を持ってもらおうということを目的としまして、夏休み中に開催されますぎゃんぎゃん笑祭のほうに環境コーナーを設

けまして、環境に関するクイズを行ったり、紫外線反応ビーズというのを使いまして、ビーズストラップをつくったりして環境への関心を持ってもらう取り組みを行っております。また今年度もですね。させていただこうということで計画をしております。それからあと今年初めて、今年初めてなんですけれども、おどんが健康づくり大会、そちらのほうに人力発電自転車というのを県のほうから来ていただきまして、それを利用して綿あめをつくる装置があるんですけれども、そういった体験コーナーを設けまして、これは節電への取り組みということで体験をしていただくコーナーを設けて、そういった取り組みを行ってまいりました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） いろいろ御説明いただきましてありがとうございます。知らないところでですね、小中学生がこの環境問題に取り組んでいることを知ることができました。ありがとうございます。小学生もですね、本当以前は登校時にごみとか空き缶をひらって登校したようなんですけれども、それでは朝から分別するのは大変だろうというような学校とPTAと話し合っただけで下校時に自分たちの道路登校する道路については、ごみをひらって帰るというようなことで、そして家で分別するというようなことに切りかえましたというような先生のお話でもありましたので、継続して自分たちの登校する道路はきれいにしていただいてるんだなということを改めて感じたわけでございます。それとですね人吉管内の小学校のですね行事予定を見ますと、クリーン大作戦とかという行事の書いてありますので、そういうのはどういふものをするんですかということをお尋ねしましたら、日ごろですね、してないところを学校で隅々まで掃除するというようなことで、体育館とかトイレとかをですねきれいに全員ですするというようなことで、それぞれがですね皆そろってクリーン、実際掃除をしているということがしみじみわかったこととございます。それとですね子供会でも地区のリサイクルの作業とかにですね夏休み参加しているところもあるようです。それとですね、これは車バスに乗ってですけども、鹿児島にある九州電力川内原子力発電所にですね展示館がありますが、私たち子供のころはですねあそこを見学に行っておりましたが、現在の状況はどんなでしょうかというようなことでこちらのほうに電話しましたら、9時から5時までいつでも受け入れますからどうぞというような御返事とございました。いろいろ水俣にも学んでおりますけれどもこちらの学校は、鹿児島のこの九州電力の川内原子力発電所にですね、この展示館等の見学に行っているという状況はどんなでしょうかと思っただけで質問させていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、お尋ねがありました九州電力のほうですね、鹿児島市の川内の方かと思えますけれども、そちらのほうに学校の行事として見学に行っているというのは聞いてございません。ただ先ほどもちょっとお話がありました子ども会ですね。そういったところでこちらのほうの見学に計画されてる、または行って来たというふうな話を聞くことがございます。ですので、そういったところでの見学があつてのかなというふうには認識をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。ホームページを見るとですね、やはりここに見学に来ていただきましたというようなことで、ここに載せておられるところもありましたのでその辺のところをお伺いいたしました。学校としてですね、今後取り組むべき課題等がありましたらお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、課題ということでございますけれども、まず第1に学校のほうで言われますのがやはり授業時数ですね、この関係でなかなかこう環境教育にかけられる時間も時数が限られてくる

ということですね、そこの辺はこれも全体的に言えることですが、頭を悩まされておられます。それから、先ほど登下校時のゴミ拾いということでお話ございましたけれども、なかなか子供たちのですねそのやる気を持たせる意識の改革ですね、その辺意識をどうやって戻せるかというその意識づけという部分で先生方も御苦労されている部分があると聞いております。それから今九州電力のお話ございました。エネルギー問題ですね、そちらのほうまでこう踏み込んだ取り組みができていないというお答えもいただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 今教育課長のほうから説明等がありましたけれども、本当にやっぱり授業時数の確保というのはもう大事なところで、本日と明日後期選抜があっております。やっぱり確実に事業を済ませておかないと大問題になりますので、まずは授業時数の確保というのが重要なところで、またこれ私個人としましては、やはりこう環境問題をみずからの問題としてとらえ、主体的に行動できる態度や能力の育成と。これがやっぱり大事じゃないかなというふうに思っております。そこで考えておりますのはやっぱり身近なことでできること。例えばリユース、リサイクル、リデュースというようなことも大事なかなあとリサイクルはもう御存じのとおりですねリサイクルなんですが、リユースとしましてはもう使ったものをまた再び使うと。それからあと一つは、なるべく廃棄物を少なくするための工夫をする。例えば、レジ袋じゃなくて自分から買い物袋を持っていくとか、そういうのをやっぱりこう大切ではないかなというふうに思っておりますので、私はそういうような実践も子供たちにぜひ経験してほしいな。そして自ら考えながら環境問題を自分のこととしてとらえて、そして実践する力を身につけさせたいというふうなことも考えておりますので、これにつきましてはまた校長会等でも話をさせていただいて、話をしたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。この3R事業もですね。ほんとに大事なことだと思っております。でですね、私が先々週でしたか、小学校上小学校なんですけども、5年生がエプロン縫ってるんですけども、お手伝いというようなことで、ミシンのですね、お手伝いに行きましたところ、そのときにですね、何か問題点はありませんかっていうようなことで私は教頭先生にお尋ねしましたらですね、学校給食の牛乳瓶がですねパックに変わりましたよ。そのパックの処理をですね、メーカーさんがされておられましたけども、ちょっと学校で処理しなくちゃならないんですけど、教頭先生がおっしゃったもんですから、ああそうですかって言って、そのときはそのままだったんですけども、それぞれですね。私はそしたら文章がきてるっておっしゃったもんですから、もう文書が来てるんですか、4月からということですけども1年間猶予期間をいただきましたというようなことで、また先生はなされました。で、どうしたらどうしたらいいかなあというある酪農の組合の参事にもお尋ねに行きました。これは県内で取り組まない事業、だから、大変なことですよっておっしゃったもんですから、そうしたらどうしたらいいですかねほんなら教育委員会も知ってるんですかって私お尋ねしたら、いや今から説明に行くんですよっておっしゃるもんですから、いつからですかって言ったらもう来週ぐらいから説明にいかんといかんとおっしゃったもんですから、そうですかというように私帰ったんですけども、せっかくですね先ほど町民課長がもうパンフレットも配っていただきました。ほんとせっかく生ごみもこのようにして堆肥化していただいております。やはり広報紙もみますと、燃えるごみが増加傾向になっております。その牛乳パックの処理をですね、燃やすものに入れるとちょっとまた燃料費もかさんで負担も町の負担も多くなるからどうしたらいいかなあということ考えておりますけれども、町としてですね、まずそういう声を聞かれたかどうかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、今議員お尋ねの牛乳パックの件ですね、確かに教育委員会のほうにも通知が来ておりまして、先ほどお話がありましたとおり1年間の中で、どういった対策を講じていくのかというふうなのを検討していく期間を設けさせていただいているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、私もですね、その辺のところを考えてみまして、私球磨人吉球磨広域行政組合ですね。この志布志市役所というところですね。ごみ問題についてちょっと研修に行って、行った折にですね。どうしておられるかなあというようなことでそのときお聞きしませんでしたけども電話ですわお尋ねしました。したらですね、自分でですね。牛乳を飲んだのだから、自分で処理はするものだということですね。児童生徒が自分で飲んだものは処理するというようなことで、開いて水道水で洗って、カゴがあるのでかごに伏せていただいてそして翌朝は乾いているのでそれを業者が買い取りに来るっていう、牛乳パックは質もいいので、古紙としても高く売れるというようなお話でございました。人吉球磨ですね。もう取り組まなくてはならない課題というようなことでございましたので、私もですね子供たちにですね、自分で飲んだものは処理するという意味からですね、やはり飲んですぐ水洗いをして開いて、そして何か入れ物に入れて、そしてまた業者に取りに来ていただいて販売するというとお金も入ってくるということなのでございますので、私もそれがいいかなとも思った次第でございますし、また幼稚園の年長者保育所の年長者にもですね、それを伝えていかないといかないとというようなこともございますので、やはりそれは小学校・中学校の問題ではなくて、やはり小学校保育所幼稚園の年長さんの問題でもあるというようなことで、やはりその年長さんについてはまた保育所幼稚園で考えていただいて検討委員会を立ち上げられると思いますので、教育課のほうでもですね、町民課と連携しながらその問題解決に携わっていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、貴重な御提案ありがとうございます。今言われたようにですね、自分で洗って乾かして業者のほうに来ていただくというふうな手法もあるということでございますので、この件に関しましては当然給食センターも含めて、町民課それから校長先生方にも情報提供ということですね、協議の場を設けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） やはりですね早くから検討していかないと、もう時間がなくなっていくようなことでございますので、私もですね早い時期でありましたが、皆さんに御提案なり1例なりをお示しいたいというような気持ちでございました。負担の少ない方法を模索していただければと思っております。それとですね今年はこども作品もですねごみ環境の子供作品にもですね、平成27年度の応募が1,086点、平成30年度は869点というような状況をたどっています。夏休みの宿題をですね子供だけの宿題ととらずに、親子で考えるのも楽しい時間の過ごし方ではないでしょうか。また夏休み前ですね地区座談会の折にもPTAの座談会がありますので、どうかこの辺のところですねPRもしていただいて、皆さんこそこの応募していただくように、全員で加できるように御努力をお願いしたいとそういうふうに思っております。これでですね私の一般質問は終わりますけれども、愛甲町政12年間お疲れでございました。あとはですねゴルフ等で楽しんでいただければと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） これで10番皆越てる子議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後3時51分 散会